

環境保全

1	環境保全活動の推進	217
2	緑の保全と 緑化の推進	222
3	水環境の保全	223
4	ごみ処理	228
5	し尿処理	234
6	環境総合研究所	236

1 環境保全活動の推進（環境企画課）

（1）環境保全

ア 概 要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化にともなう異常気象現象の多発をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化してきているのが現状である。

このような環境問題は、今日の経済的、社会的な背景における人々の営みが主たる原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくために、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するために、平成7年9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水・緑、都市景観保全などの実践条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成13年3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第2次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、都市を環境面から幅広く総合的に捉え、21世紀のふるさとの望ましい環境づくりの指針となるものである。計画期間を10年間として策定された本計画について、平成17年度にその中間見直しを行った。

長期目標

- ・自然と共生する風格ある「森の都」をつくる
- ・環境負荷の少ない循環型の社会をつくる
- ・地球市民を育てすべての者の参加と協働を実現する

目標達成のための基本方針

- ・環境問題に対して自覚と責任を持ち実践する人を育てる
- ・環境保全型の社会経済へ転換していく仕組みづくりを進める
- ・様々な主体が協力し、ともに切磋琢磨する「協働」の取り組みを進める

エ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

① 市民啓発事業

廃棄物や河川・地下水等の身近な環境問題や、地球温暖化など地球規模の環境問題をテーマとする環境フェアを

開催し、市民に対する啓発活動を行っている。また、ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊などを実施している。

② 事業者の環境配慮促進

ISO14001の認証取得のほか、事業者に対して「事業所グリーン宣言」事業の実施や中小事業者が取り組みやすい「エコアクション21」の認証・登録の支援を行うなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた組みを進めている。

③ 行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成14年10月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ISO14001」の認証を取得し、現在その規格に適合した環境マネジメントシステムを運用している。

また、市の全組織を対象範囲として、平成18年4月に「熊本市役所グリーン計画」に引き続き策定した「第2次熊本市役所グリーン計画」の推進を図っている。

④ 地球環境問題への対応

地球環境問題の中でも、最も重要かつ日常生活に密着した問題である地球温暖化の防止に向け、地方からの対応を進めるため、市民に対しては「市民CO₂ダイエットクラブ」への参加呼びかけ、事業者に対しては「エコアクション21」の認証・登録の支援を行い、省エネ・省資源を目指した実践的な行動の推進を図っている。

また、平成15年度末には「熊本市地域新エネルギービジョン」を策定し、庁内あるいは市域における新エネルギーの普及・促進にも取り組んでいる。

⑤ パートナーシップによる環境保全活動の推進

「第2次熊本市環境総合計画」の推進母体として、平成14年度に市民、事業者、市から構成される「エコパートナーくまもと」が設立された。

「エコパートナーくまもと」では、「環境保全都市」の実現に向け、身近な廃棄物問題や地下水問題から地球温暖化に象徴される地球規模の環境問題まで、それぞれのテーマに応じてワーキンググループ（作業部会）を形成し、市民、事業者、市が協働で環境保全活動の推進に取り組んでいる。

オ 審 議 会

環境審議会（平成元年1月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 20人（任期2年）

開催回数 全体会1回（平成18年度）

カ 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和63年10月発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあつせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期2年）

開催回数 2回（平成18年度）

キ 公害苦情処理件数

平成18年度の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数166件と前年度より48件増加した。種類別に見ると、水質汚濁が33%と最も多く、次いで騒音27%、大気汚染が23%、悪臭が15%となっている。

苦情の内容は、大気汚染関係では廃棄物の野外焼却、騒音関係では建設工事、水質汚濁関係では油流出事故に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数（平成14年度～平成18年度）

種 別 \ 年 度	H14	H15	H16	H17	H18
大 気 汚 染	31	49	32	37	39
水 質 汚 濁	84	72	41	28	55
騒 音	37	34	47	31	45
振 動	8	6	5	2	1
悪 臭	14	18	20	18	25
そ の 他	0	2	5	2	1
計	174	181	150	118	166

ク 公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、事前指導を行っている。

平成18年度の事前指導件数 605件

（2）大気保全

ア 概 要

熊本市は、さわやかな空気や澄みきった青い空に恵まれた、住みよいまちである。

しかし、最近では、光化学オキシダント、自動車排ガス中の浮遊粒子状物質やベンゼン等による大気汚染が新たな問題として顕在化しつつある。

このような中、本市では、7カ所の大気汚染測定局（一般環境5局、自動車排出ガス2局）で大気汚染の常時監視を行うとともに、工場や事業場に立入調査等を実施し、ばい煙等の監視指導に努めている。

イ 大気汚染の状況

① 環境基準の達成状況

過去5年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。平成18年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の4項目については全測定局で環境基準を達成しており、概ね良好な状況である。

光化学オキシダントについては、全国的に見られるように、例年一般局5局とも環境基準未達成となっている（平成17年度全国達成率0.3%）。平成17年度までは「光化学スモッグ注意報」の発令基準である0.12ppmを超えたことはなかったが、平成18年6月に熊本県下で初めての光化学スモッグ注意報が発令された。

環境基準達成状況（平成14年度～平成18年度）

測定項目	二酸化硫黄					二酸化窒素					浮遊粒子状物質					光化学 オキシダント					一酸化炭素				
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。					1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。					1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。					1時間値が0.06ppm以下であること。					1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。				
環境基準による 大気汚染の評価	長期的評価					長期的評価					長期的評価					短期的評価					長期的評価				
	1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。					年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。					1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと。					1時間値が0.06ppm以下であること。					1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。				
年度	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	錦ヶ丘局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	古町局	—	—	—	—	—	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	天明局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	楡木局	—	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	×	○	—	—	×	×	×	—	—	—	—	—
自排局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1 ○は環境基準達成、×は環境基準未達成

注2 一般局：一般環境大気測定局、自排局：自動車排出ガス測定局

注3 京町局は、平成18年度から測定開始。平成17年度までは、花畑局での測定結果。

② 対 策

本市の大気汚染の主要原因である自動車排気ガスの低減化を図るため、エコドライブや低公害車等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

ばい煙発生施設を設置している工場・事業場は、平成18年度末で735件あり、ばい煙発生施設の8割以上が冷暖房用のボイラーである。平成12年1月から「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、法の適用を受ける廃棄物焼却炉の設置事業場に対して、排出基準の遵守とダイオキシン類の自主測定の監視指導を行い、ダイオキシン類の排出削減に努めている。

エ 自動車交通公害防止対策

熊本都市圏（熊本市及び周辺15市町村）における自動車交通に起因する大気汚染や騒音の防止と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、平成9年度に熊本県と熊本市が共同で策定した「熊本都市圏自動車交通クリーン推進計画」（計画年度：平成9年度～平成17年度）を基に、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取り組みを進めている。

① 現 況

二酸化窒素については、例年、環境基準（0.06ppm以下）を達成しており、浮遊粒子状物質についても平成18年度は環境基準を達成するなど改善傾向が見られた。

また、自動車交通騒音調査（面的評価）については、平成18年度から5カ年間で市内幹線道路の全評価対象区間（116区間）を実施することとしている。

（平成18年度調査結果） 75.4%（18区間平均）

② 対 策

自動車による環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブの普及啓発、公共交通機関や自転車の利用促進等の取り組みを推進する。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

平成18年度は都市中心部、固定発生源周辺、主要道路沿線等の16地点において、夏期と冬期の2回、大気中のダイオキシン類の測定を行ったが、全測定地点とも環境基準を達成していた。また、廃棄物焼却炉施設に対しては、排出基準の順守など監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

ベンゼン、テトラクロロエチレン、水銀等の重金属類など17種類の有害大気汚染物質について、一般環境（1地点）と幹線道路沿い（4地点）の計5地点で毎月1回測定を行い、モニタリングを実施している。

ここ数年、沿道4地点でベンゼンが環境基準（ $3.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過していたが、平成18年度は3地点で環境基準を達成し、改善が見られた。

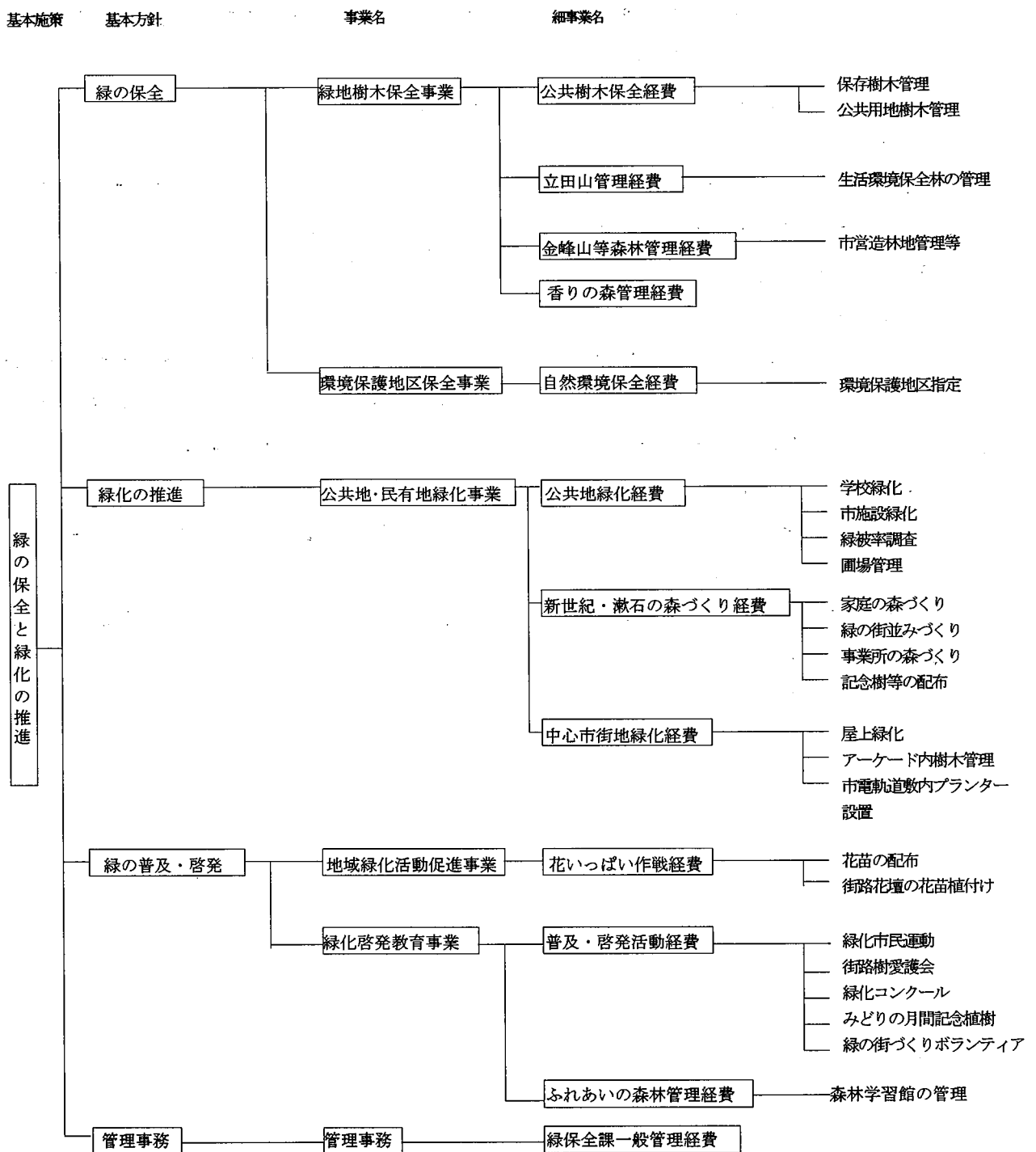
2 緑の保全と緑化の推進（緑保全課）

（１）概 要

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和４７年１０月２日）以来、すでに３５年目を迎え、市民の関心と理解を得て、着々とその成果をあげているところである。

さらに平成元年３月２８日制定の「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」、平成１６年３月に策定した「まちづくり戦略計画」、平成１７年３月に策定した「熊本市緑の基本計画」に基づき、自然と共生する環境に恵まれた都市となることを目指し、豊かな水と緑のもとで文化が息づく都市づくりを市民協働で進めている。

（２）緑の保全と緑化の推進に関する事業体系図



(3) 事業実施状況

(平成18年度)

事業名		事業概要	備考
公共樹木保全		保存樹木の指定及び管理、公共樹木の管理	保存樹木管理本数 611本
立田山憩の森管理		立田山憩の森の管理 (清掃、下草刈り、施設整備等)	150ha
金峰山等森林管理		「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担、市営造林地管理	
香りの森管理		香りの森の管理 (除草、清掃、樹木の害虫駆除等)	4.1ha
自然環境保全		環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用	環境保護地区数 13カ所 開発行為事前協議件数 97件
公共地緑化	学校緑化	新設校、未整備校の植栽等	帯山小学校外 7校
	市施設緑化	新築施設、未整備施設の植栽等	河内地域コミュニティセンター外 5施設
	建築物緑化	屋上緑化モデル施設の管理	幸田市民センター
	圃場管理	城山・花園圃場の管理	
漱石の森づくり	家庭緑化	家庭の森づくり補助、緑の街並みづくり補助、記念樹配布	家庭の森づくり補助件数 100件 緑の街並みづくり補助件数 35件 記念樹配布数 1,075本
	事業所緑化	事業所の森づくり補助	事業所の森づくり補助件数22件
中心市街地緑化		下通アーケード内樹木の管理 屋上やベランダ、又は壁面の緑化への補助	屋上等緑化補助件数 9件
花いっぱい作戦		地域・市施設等に花苗の配布(松葉ボタン・パンジー等)、花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理	花苗配布(自治会等)数 29万1千株
「みどりの日」の植樹の集い		「みどりの日」を記念して植樹の集いを実施(会場 香りの森)	60人参加
緑化啓発		市民運動による地域環境緑化活動の促進、緑の街づくりボランティアの育成、緑の募金運動の促進、緑化コンクールの実施ほか	緑化市民運動 39カ所 緑化コンクール応募数 50件
ふれあいの森林管理		「ふれあいの森林」の施設管理、ファミリーデイキャンプ	森林学習館利用者 2,698人



3 水環境の保全(水保全課)

(1) 概要

本市は、67万市民の生活用水すべて地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。

この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、市議会では「地下水保全都市宣言」が決議(昭和51年3月)され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定(昭和52年9月)し、地下水保全対策を強化してきたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、数値目標を掲げ、5カ年の実行計画として平成16年3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成した。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣14市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川、及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

(2) 水量の保全

ア 水資源有効活用促進

啓発活動の推進

中学生水のポスターコンクールや節水啓発パネル展を中心とした「節水キャンペーン」等の行事を通じて広く市民に水保全意識の啓発を行っている。また、平成16年度に節水推進パートナーシップ会議を設置し、17年度から節水推進のため「わくわく節水倶楽部」を組織し、節水10%を目標に市民協働で取り組んでいる節水社会実験を中心とした節水市民運動を展開している。

イ 水量監視

① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和61年度から観測井を設置し、現在22カ所35本（大津町を含む）の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成6年に市庁舎前に「地下水情報板」を設置し、当日の地下水位と過去の水位との比較を表示している。

② 年間地下水採取量の集計

用途		年度	13	14	15	16	17
上水道用	井戸本数(本)		91	92	92	92	92
	一日平均採取量(m ³)		244,451	239,671	236,235	232,610	230,755
	年間採取量(m ³)		89,224,629	87,479,865	86,462,042	84,902,582	84,225,487
農業・水産・養殖用	井戸本数(本)		1,182	1,155	1,135	1,114	1,098
	一日平均採取量(m ³)		32,952	33,238	30,156	30,076	29,577
	年間採取量(m ³)		12,027,450	12,131,933	11,037,133	10,977,650	10,795,683
工業・建築物・家庭用等	井戸本数(本)		1,115	1,097	1,089	1,072	1,057
	一日平均採取量(m ³)		49,650	49,002	48,173	48,108	47,085
	年間採取量(m ³)		18,122,455	17,885,891	17,631,172	17,559,491	17,186,076
合計	井戸本数(本)		2,388	2,344	2,316	2,278	2,247
	一日平均採取量(m ³)		327,053	321,911	314,564	310,794	307,417
	年間採取量(m ³)		119,374,534	117,497,689	115,130,347	113,439,723	112,207,246

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として白川、緑川等の上流域である水源地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和28年度から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成16年2月に策定した。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

平成18年度末の「水源かん養林」の管理面積は、約631haであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など6町2村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積（平成19年4月1日現在）

○所在地別

所在地	面積 (ha)	所有形態別内訳 (ha)		流域別内訳 (ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
鹿本郡植木町	1.51		1.51			1.51
菊池郡大津町	310.50	310.50				310.50
下益城郡美里町	19.04		19.04		19.04	
上益城郡山都町	60.62	22.97	37.65		60.62	
御船町	21.96		21.96		21.96	
阿蘇郡西原村	140.45	131.29	9.16	70.99	69.46	
南阿蘇村	48.14	41.20	6.94	48.14		
高森町	28.17	28.17		28.17		
合 計	630.39	534.13	96.26	147.30	171.08	312.01
構成比〔所有形態・流域別〕 (%)		84.7	15.3	23.4	27.1	49.5

○樹種別

分類	樹 種	面積 (ha)	構成比 (%)
針 葉 樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチョウ	359.16	57.0
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	257.27	40.8
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	10.00	1.6
そ の 他	無立木地	3.96	0.6

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成7年度、8年度、10年度に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成11年度・12年度に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成13年度から15年度までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成16年1月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

平成18年度は、326ha・月の水田で湛水が実施され、978万㎡のかん養効果があったと推計された。

② 雨水浸透施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、雨水貯留施設やビニールハウス雨水浸透施設に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

(3) 水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、計241本の井戸を対象に地下水の環境基準適合状況を調査している。この調査は、市域の地下水質の概況を全般的に調査する概況調査、同一の井戸の水質を長期的に追跡する定期モニタリング調査、及び概況調査で汚染が新たに認められた井戸の周辺を調査する汚染井戸周辺地区調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸は次のとおりである。

(平成18年度)

有機塩素化合物	ベンゼン	硝酸性窒素	砒素	ふっ素	ほう素
16井戸	1井戸	19井戸	10井戸	27井戸	2井戸

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川；24地点、海域；6地点）の環境基準適合状況を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、主要地点で年に数回調査を実施しているが、平成18年度は全ての地点で、環境基準を達成していた。生活環境項目は、水域ごとに、河川は6類型、海域は一般項目に関する基準3類型と全窒素、全燐に関する基準4類型が設定されており、環境基準点で環境基準適合状況を評価している。河川、海域ともに水質に大きな変化は見受けられないが、全体的に改善傾向にある。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。

(平成18年度)

河 川 名	測 定 地 点 名	BOD 生物化学的 酸素要求量	DO 溶存酸素	SS 浮遊物質
白 川	吉 原 橋	1.2	9.9	7
	小 島 橋※	1.0	9.2	7
加 勢 川	大 六 橋※	1.5	8.7	5
堀 川	坪井川合流前	5.3	8.7	9
坪 井 川	堀川合流前	0.8	9.5	4
	上 代 橋	8.7	6.4	6
	千 金 甲 橋	5.5	6.2	26
井 芹 川	山 王 橋	1.1	9.3	6
	尾 崎 橋	1.4	9.8	10
天 明 新 川	六 双 橋	2.1	7.3	11

(注) 単位はmg/L、BODは75%値、その他は平均値、※は国土交通省の測定地点

③ 化学物質汚染調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。平成18年度は、公共用水域の水質（11検体）・底質（11検体）、地下水の水質（8検体）及び土壌（10検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ 水質浄化対策

① 地下水浄化対策

有機塩素化合物による汚染地区13カ所のうち5地区で、「ガス吸引処理方式」「揚水ばっき処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水浄化が実施されている。対策実施後、地下水濃度は急激に減少しているが、なお環境基準を超過している。このほか、東野地区では平成3年度から、田崎地区では平成15年度からガソリン汚染浄化対策を行っている。

② 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている特定事業場に立入調査をし、排水の検査を行っている。排水基準を超過しているときは、改善命令等を行っている。

(平成18年度)

法 令 名	届出事業場数	排水規制事業場数	立入検査事業場数
水 質 汚 濁 防 止 法	799	54	64
熊 本 県 地 下 水 保 全 条 例	99	13	16

③ 生活排水対策

河川の汚濁原因の8割以上が家庭からの生活排水であることから、台所などでできる対策の実践活動を啓発・指導している。特に井芹川の上流域は県から生活排水対策重点地域の指定を受けており、集中的に対策を実施している。

(4) 広域的な保全対策

財団法人熊本地下水基金

本市を含む14市町村における広域的な地下水保全対策を推進するため、平成3年3月に(財)熊本地下水基金を設立し、水源涵養林の造成・整備に関する助成及び確保並びに地下水涵養に関する助成等に取り組んでいる。平成8年度に、水源涵養林として阿蘇郡西原村の山林約34haを取得している。

環境

4 ごみ処理

(1) 概 要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成16年3月にごみ処理基本計画（ごみ減量・リサイクル推進基本計画）を策定した。この基本計画及び毎年定める実施計画に基づき、全市域を対象に一般廃棄物（ごみ）の処理を行っている。

また、環境保全の観点から、「ごみ減量・リサイクル」を推進するため、資源物等再資源化推進事業をはじめ、再生資源集団回収助成事業、生ごみ堆肥化容器購入費助成制度等を実施するとともに、総合的な環境啓発の拠点として、平成9年5月に熊本市リサイクル情報プラザをオープンした。

さらに、平成13年10月から、ごみ処理費用の公平性を高めるとともに、物の長期使用を促しごみの発生を抑制すると同時に市民サービスの向上も図るため、大型ごみ収集を事前申込制（有料・戸別収集）に変更した。そして埋立地の延命化策として、平成14年8月からは不燃性大型ごみからの金属回収を始めた。平成17年9月から破碎・選別機を導入した。また、平成19年4月より、扇田環境センターにおける埋立管理業務を行財政改革推進計画に基づき民間委託を実施した。

(2) 収集及び処理量（廃棄物計画課）

ア 収 集 量

(単位 t)

年度		14	15	16	17	18
直営	北クリーンセンター	46,408	45,364	44,842	38,925	38,337
	西クリーンセンター	55,104	53,698	52,990	44,464	44,050
	東クリーンセンター	50,334	51,660	48,562	49,061	47,938
	蓮台寺クリーンセンター	4,416	4,406	4,533	4,788	4,766
委託収集		23,093	23,177	23,054	36,760	35,687
許可業者		101,398	90,638	87,450	87,539	86,137
自己搬入		39,585	49,501	48,392	41,368	36,292
計		320,338	318,444	309,823	302,919	293,207
1日平均排出量		878	872	849	830	803
1人1日当たり排出量 (g)		1,334	1,324	1,287	1,256	1,215

イ 処 理 量

(単位 t)

年度		14		15		16		17		18	
区分		総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均
焼却	西部環境工場	126,037	345	120,896	331	124,097	340	119,018	326	117,009	321
	東部環境工場	155,715	427	160,994	441	153,887	422	154,100	422	150,151	411
埋立		14,206	39	17,085	47	13,592	37	10,997	30	7,084	19
再資源化		24,380	67	19,469	53	18,247	50	18,804	52	18,975	52
計		320,338	878	318,444	872	309,823	849	302,919	830	293,219	803

(3) 廃棄物処理手数料(廃棄物計画課)

種 別	取扱区分	単 位	金 額
一般廃棄物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込み量20キログラムまでごとに	200円
	大型ごみを市の収集により処分するとき。	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物(第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下この項において同じ。)又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの	焼却施設へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込み量20キログラムまでごとに	210円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込み量20キログラムまでごとに	200円

(4) 保有車両と人員(廃棄物計画課)

(平19. 4. 1現在)

事業所名	パッカー車	その他の車両	ブルドーザー等	予 備 車	運転士	技師 作業員
北部クリーンセンター	24台	台	台	5台	24人	27人
西部クリーンセンター	24			5	24	25
東部クリーンセンター	25			4	25	28
蓮台寺クリーンセンター	10	2tパワーゲート1 真空式ごみ 収集車 2		パッカー車2 2tパワーゲート1	13	13
東 部 環 境 工 場		3tユニック 1				19
西 部 環 境 工 場						18
扇 田 環 境 センター	1	散水車 1 3.5tダンプ 1	ブルドーザー3 ゴムクローラ1 ショベル 2		0	5

(注) 役付職員(主任を除く。)、事務職は含まない。

(5) 資源物等再資源化推進事業(廃棄物計画課)

目 的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみの減量、リサイクルの推進、埋立地の延命、市民のリサイクル意識の向上を図る

収 集 回 数 「資源物」「ペットボトル」収集日、毎月2回 「紙」収集日、毎週水曜日

住民搬出方法 透明ごみ袋に入れ、収集日の午前8時30分までに、町内のごみステーションへ搬出する

収 集 品 目 空びん、空缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、なべ類、自転車など

(単位 t)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
収 集 量	29,352	24,404	22,316	22,368	21,297
再 資 源 化 量	23,837	19,548	17,632	17,872	17,180
委 託 料(千円)	351,444	359,641	361,731	358,533	350,233

(注) 1. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額

2. 収集量-再資源化量=選別残渣

(6) リサイクルの推進(廃棄物指導課)

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ抑えるようなリサイクル社会を形成することが必要である。

ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量に応じて1kgあたり4円～6円の助成を行っている。

(平成18年実績)

登録団体 653団体 団体当たりの平均助成額 37,738円(上半期:1月～6月分)
38,830円(下半期:7月～12月分)

助成総額 40,481千円

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

[生ごみ堆肥化容器]

- ・購入代金の2分の1(1基当たり3千円を上限)
- ・1世帯2基まで

(平成18年度実績)

助成対象件数 192件
助成対象基数 323基
助成総額 499千円

[電気式生ごみ処理機]

- ・購入代金の2分の1(1基当たり20千円を上限)
- ・1世帯1基まで

(平成18年度実績)

助成対象件数 508件
助成対象基数 508基
助成総額 10,145千円

ウ リサイクル啓発施設

リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供すること等によりリサイクルやごみ減量化を推進することを目的として、平成9年5月30日に熊本市リサイクル情報プラザを設置した。

熊本市リサイクル情報プラザ

所在地	戸島町2570番地(東部環境工場内)
建築面積	545㎡
延床面積	1,175㎡
構造	RC造2F(旧東部環境工場管理棟を再利用)
内容	・リサイクル展示(リサイクルの現状や熊本市のごみ問題などを紹介) ・リサイクル品の展示、提供 ・リサイクル体験(紙すき、廃油石けん、ボカシ) ・リサイクル講座の開催 ・図書・資料室 ・リサイクル情報掲示

(7) 路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策関連事業（安全・安心で美しい熊本づくり事業）

本事業は、熊本城築城400年を迎え、観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、路上喫煙やポイ捨て対策について定めた「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」が、熊本市議会議員により平成19年第1回定例会に提案・制定され、同年7月1日から施行されたことに伴うものである。

ア 主な条例の内容

① 路上喫煙の制限

市民等は、次のような場合は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

- ・歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき
- ・吸殻入れがない場所や吸殻入れを携帯していないとき

※路上喫煙とは、公共の場所において喫煙すること。また、公共の場所とは、道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所で、屋外に存するものをいう。

② ポイ捨ての禁止

何人もポイ捨てをしてはならない。

※ポイ捨てとは、飲料品・食料品・タバコの容器や包装、食料品の残りかす、タバコの吸い殻などをみだりに投げ捨て、又は散乱させること。

条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	罰 則
路上喫煙	市内全域 (路上禁煙区域を除く。)	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1万円以下の過料
ポイ捨て	市内全域 (美化重点推進区域を除く。)	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1万円以下の過料

※過料の額等については、今後決定。罰則適用には十分な周知期間を設ける。

イ 路上禁煙区域及び美化重点推進区域

① 路上禁煙区域

市長は、人の身体又は財産を保全する等のため、喫煙を特に制限する必要がある区域を「路上禁煙区域」として指定する。(喫煙禁止一違反者に罰則あり)

② 美化重点推進区域

市長は、飲料容器等の散乱を防止し、生活環境の美化を推進することが特に必要な区域を「美化重点推進区域」として指定する。(ポイ捨て禁止一違反者に罰則あり)

③ 路上禁煙区域及び美化重点推進区域の指定

上通り、下通り、新市街のアーケード内の同一区域を指定

④ 路上喫煙等防止指導員

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例に関する周知・啓発・指導及び過料の徴収
嘱託員4名（熊本県警察OB）

ウ 事業費

平成19年度予算 24,000千円（内県補助 9,317千円）

(8) 焼却施設（環境工場）

都市ごみは、ライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、昭和61年に竣工した西部環境工場（450t/日）と平成6年3月に完成した東部環境工場（600t/日）、両工場合計処理能力1,050t/日で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計13,500kwの発電能力を持ち、場内及び市関連施設に電力を供給し、余剰の電力は電力会社に売却している。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウスに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進と地域のふれあいの施設「三山荘」に浴場用温水を供給している。

施設の維持管理面では、西部環境工場は、工場設備の老朽化対策と排ガス中のダイオキシン類対策のため平成9年度から平成11年度にかけて基幹的施設整備を行い、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成12・13年度で飛灰処理設備改修工事を実施し、平成18年度から平成22年度にかけて老朽化対策として基幹的施設整備を進めている。

ア 施設の状況

区 分 \ 名 称	東 部 環 境 工 場	西 部 環 境 工 場
所 在 地	戸島町2570番地	城山薬師2丁目12番1号
敷 地 面 積	75,633㎡（工場敷地約18,000㎡）	30,843㎡
建 設 年 月	平2. 12～平6. 3	昭58. 3～昭61. 3
建 設 費	22,505,469千円	9,203,272千円
延 床 面 積	24,010㎡（管理棟を含む）	16,140㎡（管理棟を含む）
焼 却 処 理 能 力	600t/24時間（300t×2基）	450t/24時間（225t×2基）
破 碎 処 理 能 力	30t/5時間	50t/5時間

イ 余熱利用

① 東部環境工場

目 的 東部環境工場の余熱を利用し、同工場に隣接する健康増進施設「三山荘」の入浴設備に温水を供給し、地元住民をはじめ広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給するなど、余熱の高度利用を図る。

発 電 設 備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力10,500kw
（健康増進施設）

名 称 三山荘

所 在 地 戸島町2573番地

経 営 主 体 熊本市（指定管理者制度を導入し、戸島地域環境保全協議会を指定）

開設年月日 平成2年10月16日

構 造 鉄筋コンクリート＋鉄骨造、和風瓦葺平家建

敷 地 面 積 6,769㎡

建 物 面 積 992.63㎡（浴室、大広間、トレーニング室、和室（茶室含む）、会議室、リラックスルーム）

建 設 費 391,200千円

定 員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人
 使 用 料 大人（高校生以上）300円 ただし、地元町内会に所属している者は無料
 小人（中学生以下）無料

② 西部環境工場

目 的 西部環境工場の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力を賄う。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する

発電設備 復水式蒸気タービン、発電機定格出力3,000kw

（ハウス園芸施設への温水供給）

利 用 者 西部環境工場温水利用温室組合、小島上町花き団地

施設面積 （農地面積） 約19,000㎡

加温方式 温水フィンチューブ方式（60℃～80℃）

栽培品目 なす、花き類

温室内容 アクリル温室、ガラス温室

（9）最終処分場

名 称 扇田環境センター

扇田環境センターは、昭和59年に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成11年から隣接地に新しい最終処分場の建設を行ない、一期工事分として埋立容量605,000㎡分を平成15年3月に完成させ、同6月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない2重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、覆土による即日セルとサンドイッチ処理を併用した埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

これまで使用した最終処分場（旧処分場）は、ある程度の残余量があるため、環境工場の焼却灰、飛灰処理物のみに限って埋め立てを本年度まで継続する予定である。

所 在 地 熊本市貢町1567番地

総敷地面積 235,700㎡

（旧処分場 124,660㎡）

埋 立 面 積 約80,000㎡

（旧処分場 91,000㎡）

埋 立 容 量 約1,500,000㎡ （一期工事分 605,000㎡）

（旧処分場 1,580,000㎡）

供 用 開 始 平成15年6月

（旧処分場 昭和59年4月）

工 事 期 間 平成11年6月～平成15年3月



5 し尿処理（浄化対策課）

（１）概 要

本市のし尿収集（便槽くみ取りと単独処理浄化槽清掃）は全市域を小学校区毎に地区指定し、全て許可業者（６社１協業組合、車両２５台）が行っている。便槽は各戸毎に月１回以上くみ取りしており、浄化槽は月１回の保守点検と年１回以上の清掃を行うよう指導している。なお、下水道整備により影響を受けるし尿処理業者に対して、平成１０年度から５カ年間にわたる第一次合理化事業を実施し、平成１５年度から引き続き第二次合理化事業を開始した。

一方、公共用水域の水質保全の一環として公共下水道認可区域外における小型合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付し普及促進を図っている。

収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥は市の処理施設で適正に処理をしている。

（２）処理対象人口と収集量

年度			14	15	16	17	18
区分							
総人口（人）			668,446	670,003	670,945	672,114	670,097
内訳	水洗化	公共下水道（人）	523,577	531,014	538,280	545,595	553,039
		浄化槽（人）	123,042	119,544	114,290	109,103	100,467
	くみ取り（人）		21,726	19,354	18,289	17,338	16,520
	自家処理（人）		101	91	86	78	71
収集量	くみ取りし尿収集量（kl）		22,875.1	21,888.3	19,410.1	18,003.5	16,501.1
	浄化槽汚泥収集量（kl）		61,291.1	57,750.1	54,686.0	52,610.5	50,571.8
	収集量合計（kl）		84,166.2	79,638.4	74,096.1	70,614.0	67,072.9

（注）総人口は10月1日現在の推計人口

（３）処 理 （単位 kl）

年度	14	15	16	17	18
区分					
秋津浄化センター	40,836.2	33,123.4	27,158.1	25,125.0	22,806.9
中部浄化センター	43,330.0	46,515.0	46,938.0	45,489.0	44,266.0
計	84,166.2	79,638.4	74,096.1	70,614.0	67,072.9

（４）料 金

人頭制料金 月１回収集のとき……………１人につき３６７．５０円（消費税込）
 人頭制加算料金 月２回以上のときで月１回分に加算……………１人１回につき１８３．７５円（ 〃 ）
 従量制料金 簡易水洗便槽や事業所便槽のとき……………１リットルにつき８．４０円（ 〃 ）
 仮設トイレ料金 収集車派遣１回につき……………２，１００円（ 〃 ）
 加算料金……………１リットルにつき８．４０円（ 〃 ）

（５）処理施設

名称	秋津浄化センター	中部浄化センター（し尿処理関係）
区分		
所在地	秋津３丁目１７番１号	蓮台寺５丁目７番２号
敷地面積	27,191㎡	93,900㎡
建物面積	9,315㎡	19,000㎡
処理能力人口	175,000人	150,000人
処理能力	90㎡/日（圧送量）	210kl/日
建設年月	1期 昭37.12～39.12 2期 昭43.12～45.3 3期 昭53.1～54.3	1期 昭33.6～34.10 2期 昭37.12～39.3
建設費	1,197,551千円	163,700千円
方式	前処理後、東部浄化センターへ圧送（下水処理）	前処理後、下水処理

(6) 浄化槽の設置基数累計

(単位 基)

人 槽 型 式		5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201以上	計
単 独 処 理 槽	腐 敗 型	2,994	187	168	24	9	4	3,386
	全 ば っ 気 型	1,393	75	116	32	3		1,619
	分 離 ば っ 気 型	3,187	98	229	28			3,542
	接 触 ば っ 気 型	6,980	582	682	19	4	1	8,273
	計	14,554	942	1,200	103	16	5	16,820
合 併 処 理 槽		4,635	123	170	98	94	76	5,196
合 計		19,189	1,065	1,370	201	110	81	22,016

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	14	15	16	17	18
補 助 対 象 基 数 (基)	171	229	268	229	158
補 助 対 象 人 槽 (人 槽)	1,116	1,466	1,718	1,444	981
補 助 金 の 額 (千 円)	68,754	91,041	106,092	89,946	62,394

(8) 美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和63年度から美粧化公衆トイレの整備を進めた。美粧化トイレの建設は各所管課が担当し、維持管理は16カ所を一元化して浄化対策課が行っており、利用する市民の好評を得ているところである。

名 称	所 在 地	竣工年月	所 管
本 妙 寺 手 洗 所	花園4丁目14-1地先 (本妙寺駐車場横)	平元. 3	観光政策課
高 麗 門 手 洗 所	新町4丁目9-1 (高麗門踏切横)	平元. 3	浄化対策課
上 江 津 湖 畔 トイレ	神水本町16-11 (江津湖)	平元. 3	公園課
一 夜 塘 手 洗 所	子飼本町2-8 (一夜塘公園内)	平元. 3	〃
武 蔵 塚 手 洗 所	龍田弓削1丁目3-1 (武蔵塚公園内)	平元. 9	〃
花 畑 パークトイレ	花畑町6 (花畑公園内)	平元. 10	〃
立田山配水池前手洗所	黒髪4丁目742 (水道局配水池前)	平2. 3	浄化対策課
林 霧 庵	黒髪4丁目610 (立田自然公園・泰勝寺跡)	平2. 3	公園課
八景水谷パークトイレ	八景水谷1丁目7 (八景水谷公園内)	平3. 3	〃
白 川 パークトイレ	草葉町5-1 (白川公園内)	平3. 3	〃
岩 戸 の 里 公 園 手 洗 所	松尾町平山415-28 (岩戸の里公園駐車場)	平3. 3	熊 本 県
学 園 通 り トイレ	大江2丁目1 (渡鹿交差点横)	平5. 3	浄化対策課
辛 島 パークトイレ	辛島町1 (辛島公園内)	平5. 9	公園課
古 城 堀 端 手 洗 所	古城町 (古城堀端公園内)	平5. 9	熊本城総合事務所
金峰山さるすべり公衆トイレ	河内町岳	平6. 3	観光政策課
金 峰 山 頂 上 トイレ	河内町岳1881	平8. 10	熊 本 県



6 環境総合研究所

(1) 概 要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。

所在地 画図町大字所島404番地1

構 造 鉄筋コンクリート3階建

敷地面積 7,033㎡

建物面積 本体3,999㎡

竣 工 平成7年5月29日

建設費 2,655,830千円

人 員 22人

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査
および調査研究並びに環境総合センターの管理

(2) 業務実績

環境調査関係業務

調査区分			年度	16		17		18		備 考
			検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	大気汚染	有害大気汚染物質	131	706	132	708	168	744	ベンゼン、アルデヒド、金属等	
		大 気 汚 染 物 質	171	171	174	174	181	181	窒素酸化物等	
		そ の 他	48	318	1,044	1,565	61	490	酸性雨、アスベスト等	
		小 計	350	1,195	1,350	2,447	410	1,415		
	水質汚濁	河川水	一般項目	336	1,980	336	1,824	297	1,883	p H、BOD等
			健康項目	15	225	15	431	19	253	水銀、鉛、シアン等
		工場・事業所排水	62	362	73	478	71	477	BOD、水銀、鉛等	
		そ の 他	42	279	59	583	37	518	海水、へい死魚調査等	
		小 計	455	2,846	483	3,316	424	3,131		
		悪 臭 物 質	0	0	0	0	0	0	アンモニア、硫化物	
	廃 棄 物 関 係	28	368	30	420	29	601	廃棄物埋立地関係		
	精 度 管 理	1	2	3	10	2	6	環境省の精度管理		
	そ の 他	21	143	7	32	7	69	火災原因調査、土壌環境調査等		
一般依頼検査		0	0	90	90	35	35	アスベスト		
合 計		855	4,554	1,963	6,315	907	5,257			

地下水関係業務

調査区分 \ 年 度		16		17		18	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
行政試験	定 点 監 視 調 査	120	4,973	128	5,464	287	7,535
	汚 染 防 止 関 係 調 査	22	228	79	435	75	283
	浄 化 促 進 事 業	128	2,062	107	2,114	43	903
	地下水質モニタリング	393	10,671	293	6,801	121	3,834
	そ の 他	41	481	29	1,126	21	141
合 計		704	18,415	636	15,940	547	12,696

衛生科学関係業務

検査区分 \ 年 度		16		17		18	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
行政試験	食 品 試 験	151	2,898	149	2,780	256	8,072
	飲料水、浴場水等の水質試験	633	2,912	643	3,478	506	2,610
	容器包装、おもちゃ等の試験	4	10	4	10	4	10
	家 庭 用 品 試 験	50	50	53	53	50	50
	小 計	838	5,870	849	6,321	816	10,742
一般依頼	飲料水等の水質試験	1,758	14,641	0	0	0	0
合 計		2,596	20,511	849	6,321	816	10,742

微生物関係業務

検査区分 \ 年 度		16		17		18	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	検 体 数	検 体 数	項 目 数
行政試験	食 品	375	1,047	298	877	299	850
	環 境 (浴槽水・プール水等)	604	1,018	635	1,095	540	899
	食中毒 (便・吐物等)	492	5,973	392	5,575	408	6,778
	感染症 (O157等、発生動向調査)	166	341	138	350	170	354
	小 計	1,637	8,379	1,463	7,897	1,417	8,881
一般依頼	飲 料 水 等	1,720	3,440	0	0	0	0
合 計		3,357	11,819	1,463	7,897	1,417	8,881

環境学習業務

(平成18年度)

事 業 名	内 容	期 日	参加人数
夏休み子ども環境教室	水質調査、ソーラー電池の性質、顕微鏡観察など5種類の学習内容	夏休み期間中 20日間	540人
ジュニア環境科学セミナー	水生生物を使った水環境調査、燃料電池にチャレンジ	7月21日～22日 (2日間)	43人
親子環境探検隊	第1回：干潟の観察会等(住吉干潟)、第2回：天然水の森観察(西原村)、第3回：里山の自然探検(立田山)	年3回 (6,11,3月)	185人
春休み子ども環境教室	二酸化炭素・紫外線の実験、酸性雨の調査など5種類	春休み期間中 5日間	100人
学習会等の支援	学校や諸団体等の依頼により、学習会実施を支援する	随時	1283人
科学体感フェア	研究所を開放し、業務に関連する実験などを体験させる。	11月26日	405人
親子エコスクール	紙すき、ペットボトル工作、草木染め、太陽の恵み、廃油石けんづくり	年4回 (5,9,1,2月)	152人
環境学習指導者研修会	小中学校の先生を対象に研修会を開催する。	8月23日～25日 (3日間)	27人



經 濟

1	經 濟 振 興	241
2	農 林 水 産 業	261
3	食 肉 セ ン タ ー	273
4	観 光 政 策	275
5	動 植 物 園	280
6	熊 本 城	282
7	競 輪 事 業	289
8	農 業 委 員 会	291

1 経 済 振 興

(1) 概 況（産業政策課）

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口67万人、広域都市圏人口約100万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別に見てみると、卸・小売、不動産、医療、飲食、宿泊、教育、公務といった各種サービスを提供する第3次産業で約9割を占めており、この点から、本市は商業・サービス産業中心の都市であるといえることができる。

一方、都市圏でみるとサービス産業の他に、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、テクノポリスにおけるハイテク産業、バイオ産業、伝統的な食品製造業などの集積がみられるとともに、農業においては、商品性の高い作物を中心に全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されている。

このように、地方の中核的な都市として発展を遂げてきたが、今日の本市経済は、グローバル化、少子高齢化や地方分権時代の本格化に加え、平成23年の九州新幹線全線開業に伴う都市間競争の激化への対応など、多くの課題を抱えている。

このような中、本市は、資金や技術支援・人材育成・経営指導など地場企業に対する支援を更に充実させ、また、雇用創出効果の高い域外からの企業立地の立地を促進するとともに、情報通信、健康福祉、環境、バイオテクノロジー、新製造技術など新産業分野の開拓や新規創業の支援に積極的に取り組んでいる。

更に、本市経済を支えている商業やサービス業振興のために、商店街の集客力向上の取り組みを支援しており、中でも、KUMAMOTOブランド発信の核となる中心市街地については、熊本商工会議所や地元商店街と連携し、賑わい創出とさらなる魅力づくりに努めている。

一方、経済のグローバル化への対応として、地場企業の海外進出や貿易を促進し、販路拡大、競争力の強化を図るとともに、熊本港のポートセールス活動を行っている。

このような、地場企業への支援策や地域経済の活性化策の実施を通して、「魅力と活力あふれる産業・経済の振興」を目指し、ひいては、市民の就業機会の拡充と所得の向上に努める。

経
済

(2) 産 業 政 策

ア 創業支援（経営支援課）

中小企業者や創業を志す市民が、経営革新・経営改善・創業を円滑かつ効率的に達成するために必要な専門的助言、資金、情報を提供するため、経営または融資に関する相談窓口、交流の場、情報提供などの機能を備えた「中小企業経営サポートプラザ」を運営するとともに、産業文化会館地階に小売・サービス業の分野でこれから創業を目指す方や創業間もない事業者のための商売実践の場を提供する「チャレンジフロアー」を設置している。

また、起業家の裾野を拡大するため、新規創業を目指す大学生・大学院生・社会人を対象に、経営に必要な基礎的知識・技能を学ぶ「起業家育成塾」を熊本学園大学と共催で開催している。

イ 企業立地促進事業（産業政策課）

本市産業を活性化し、ひいては雇用機会を拡大し、市民所得の向上を図るため、平成11年4月施行の「熊本市企業立地促進条例」に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図る。

特に、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルートの特設開業を控え、厳しい都市間競争に対応し、本市の拠点性の向上を図るために、IT産業やコールセンター等の都市型産業や支店・支社・営業所等の中心市街地への立地を促進する。

そこで、平成18年度に企業立地促進条例を改正して業種要件を緩和するとともに、新たに「熊本市中心市街地オフィス等立地促進補助要綱」を策定したところであり、企業立地をより一層積極的に推進する。また、企業の地方進出に関する情報の収集及び本市優遇制度の情報発信体制の整備や、首都圏の企業を対象とした企業説明会を開催するなど、企業立地推進体制を強化する。

ウ フードパル熊本（産業政策課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と協同組合フードパル熊本が事業主体者、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の5つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、組合の共同事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（朝市）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

位置：貢町、和泉町地区 規模：25.7ha 企業用地：13.1ha 組合共同用地：1.0ha
公共施設：5.0ha 公益的施設：6.6ha

熊本市食品交流会館（産業政策課）

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所在地	貢町松の本581番地2		
敷地面積	13,816.80㎡		
駐車場面積	19,577.39㎡		
建物面積	2,280.85㎡		
開設年月日	平成9年11月1日		
建設費	999,038千円		
主な設備	多目的ホール、第1会議室、第2会議室、パーティールームA・B、イベント広場等		
管理運営	株式会社フードパル企画へ委託（指定管理者）		

施設利用状況

施設名	16			17			18		
	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)
第1会議室	481	18,748	74.0	446	18,524	69.4	593	21,867	81.7
第2会議室	263	3,677	47.5	279	3,983	52.4	325	3,605	61.3
パーティールーム	346	9,620	43.9	324	14,797	46.6	454	14,755	56.6
イベント広場	16	12,850	5.0	15	25,564	4.6	17	11,262	5.3
多目的ホール	422	140,506	58.3	335	121,500	48.8	341	128,563	53.4

エ 海外経済交流の推進（産業政策課）

貿易相談をはじめ海外情報の収集、提供等を行う貿易関係団体との連携を通して、地場企業の国際化を推進している。

今年度より、急速な拡大を続けるアジア・中国市場をターゲットに、その入り口を香港と位置づけ、香港で開催される国際食品見本市（Food Expo 2007）への出展や現地企業との商談を通じ、本市企業の販路拡大、競争力強化を目指している。

さらに、熊本港利用促進のため、C I Q関係機関への要望活動や船会社、荷主企業の訪問、韓国・釜山港とのコンテナ定期航路の利用促進等のポートセールスを展開している。

（３）商工業の振興

ア 魅力ある商店街の形成（商業労政課）

中心商店街の振興については、本年5月28日内閣総理大臣より認定を受けた新中心市街地活性化基本計画に基づき、商業基盤の整備や交通アクセスの充実などを進め、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、新たにエリアに入れた熊本城からの回遊性を図るなど、中心市街地活性化協議会などとも連携し、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ 流通機能の強化（商業労政課）

九州の中央に位置するという地理的特性を活かし、流通団地など既存の流通拠点施設の充実を図る。

九州新幹線鹿児島ルートの特急列車開業を3年後にひかえ、また、高速道路網など広域交通ネットワークの整備とともに流通のグローバル化と大型量販店の拡大による工場から直接小売へと流通の変化などを視野に入れながら広域流通拠点都市としての機能強化を進めている。

ウ 工業の生産性向上（産業政策課）

工業の生産性向上や技術力向上のため、産・学・行政の連携による新技術の開発や製品の高付加価値化、技術移転などを促進するとともに、その中核的支援機関であるくまもとテクノ産業財団をはじめとする各支援機関の活動を支援推進する。また、大学等における研究シーズと企業ニーズのマッチング機会の提供や新製品・新技術の研究開発支援などを通して、工業の振興を図る。

さらに、くまもと大学連携インキュベータ（大学連携型起業家育成施設）において、ライフサイエンス（生命科学）分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、中小企業基盤整備機構が運営主体となり、熊本県から派遣スタッフによるソフト支援（経営ノウハウ、販路開拓支援等）、熊本市からオフィス・研究室の賃料補助を実施している。

エ 人材の確保・育成（商業労政課・経営支援課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保に務める。

また、企業の資産である人材の育成を支援するため、経営者から新入社員までを対象にした各階層別・分野別能力開発研修や講演会等を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業者を派遣する場合、旅費・滞在費の2分の1相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」を設けている。

研修事業実績

研修種別 \ 年 度	16		17		18	
	件 数	受講者数	件 数	受講者数	件 数	受講者数
経営研修（セミナー等）	15 件	364 人	17 件	396 人	14 件	336 人
パソコン・ワープロ研修	18	200	19	209	19	195
経 営 講 演 会 等	2	436	2	386	1	101
合 計	35	1,000	38	991	34	632

オ 共同化への支援（商業労政課）

関係団体との緊密な連携のもと、共同化の促進や工業団地・商店街アーケード建設などの高度化事業への取り組みに対する支援を実施している。

カ 熊本流通業務団地（商業労政課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、100社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第3セクターの㈱熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応して、ニューメディアを駆使した新しいタイプの流通センターをめざしている。

事業の名称 熊本流通業務団地造成事業

事業主体 熊 本 市

位 置 近見・田迎・御幸地区

(昭和62年1月町界・町名を流通団地1丁目・2丁目に変更)

規 模 52.9ha

{ 卸・運輸・倉庫施設 29.9ha
 公 益 的 施 設 0.5
 公 共 施 設 22.5

キ 熊本市流通情報会館（商業労政課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、(1)熊本地域の産業情報化の核、(2)中小企業の人材育成の場、(3)商品流通情報の交流の場、(4)熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設、(5)企業経営の情報サロンとしての5つの機能を有した総合施設である。なお、当会館は平成17年4月より指定管理者（熊本流通団地協同組合）により管理運営されている。

所在地 流通団地1丁目24番地
 設置主体 熊本市
 敷地面積 5,000㎡
 延床面積 6,943㎡
 構造 事務棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階建
 展示棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上1階建
 建設費 1,871,900千円
 工期 昭和63年3月～平成元年3月
 開館 平成元年4月26日

主要施設

（事務棟） 6階 情報提供コーナー（経営支援課）
 パソコン研修室、第4研修室、第5研修室、ラウンジ
 5階 第1～3研修室
 4階 ㈱熊本流通情報センター
 3階 ㈱熊本流通情報センター
 2階 熊本流通団地協同組合、レストラン（梵我）
 1階 会館事務室、常設展示コーナー、銀行のATMコーナー
 （展示棟） 1階 展示場（1,088㎡、高さ5.5～7.2m、床荷重1t/㎡）
 地下 駐車場

会館利用状況

区分 年度	研 修 室						展 示 場
	第1研修室	第2研修室	第3研修室	第4研修室	第5研修室	パソコン研修室	
16	366件	388	474	426	544	147	41
	28,559人	16,081	8,694	4,526	7,796	3,254	65,187
17	396件	455	478	385	487	115	133
	32,448人	20,522	9,387	4,947	8,616	1,635	53,577
18	484件	546	438	382	482	128	112
	35,901人	23,515	8,480	5,146	9,630	2,475	56,285

(4) 雇用対策（商業労政課）

ア 雇用の安定と確保

求職者の就業支援及び求人対策

- ・若年者に対する企業ガイダンスやセミナー、中高年齢を対象とした再就職支援セミナー、一般求職者に対する就職相談等を実施し、求職者の就業を支援する。
- ・障害者、母子家庭の母を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。
- ・熊本雇用対策協議会、熊本市産業開発求人对策協議会を支援し、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図る。

イ 職業能力の向上

教育訓練の充実

- ・熊本市職業訓練センターや熊本職業訓練短期大学校で職業訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。
- ・熊本市認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図る。

ウ 労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生への向上支援

- ・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。
- ・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。

エ 協議会及び施設一覧

熊本市産業開発求人对策協議会

設 立 昭和39年4月

目 的 市内中小企業者が団結し、若年技能労働力を確保するため求人活動を展開し、もって本市産業の発展を促進する。

組 織 建設業種7団体により組織

活動状況 県内各職業安定所及び高等学校を訪問し、参加企業の各職種PR活動並びに求人状況、就職者の近況等説明、就職後は「熊本市認定職業訓練校」及び「熊本職業訓練短期大学校」に入校、職業訓練を実施し、技能のレベルアップを図る等、労働条件の向上、定着を組織的に推進している。

熊本雇用対策協議会

設 立 昭和44年3月

目 的 職業安定機関と緊密な連絡を保ち、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

組 織

普通会員 この会の趣旨に賛同して加入申し込みのあった熊本公共職業安定所管内に所在する事業所及び業種別団体

特別会員 熊本市並びに熊本商工会議所・熊本県中小企業団体中央会

活動状況 人材の確保・育成

勤労者の定着及び福祉の向上

職業安定機関との連絡の強化

熊本市雇用開発協議会

地域住民の雇用の安定と就労機会の拡充に努め、もって生活の安定と向上を図ることを目的として、平成5年に発足したが、平成13年3月をもって「地対財特法」の失効により、平成14年4月より協議会の目的を「就労の機会が阻害され、日常生活に支障をきたしている市民の雇用の安定と就労機会の拡充に努めること」に改め、行政関連事業の受託などの諸活動を行っている。

就労者数 事務局職員3人、会員55人（平成19年4月現在）

主な事業 ・自転車駐車場（辛島公園地下・武蔵塚駅前・健軍）整理業務・食肉センターと畜解体業務他

熊本市事業内高等職業訓練校

管理運営 職業訓練法人 熊本市職業訓練協会（指定管理者）

所在地 南熊本3丁目8番16号

敷地面積 2,362㎡

（第2校舎）

（本館第1期工事）

（本館第2期工事）

建設年月 昭和40年5月

昭和45年4月

昭和49年3月

延床面積 464.40㎡

720.52㎡

290.94㎡

構 造 軽量鉄骨2階建

鉄筋コンクリート2階建

鉄骨耐火造

訓練生数 42人（平成19年4月現在）

熊本市職業訓練センター

事業所の従業員研修、技能レベルの向上（普通訓練）、及び各種の労務相談など、広範囲な技能訓練、情報交換の場として雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）によって設置された施設である。

その中核として、高卒者及び高等職業訓練修了者を対象に、より高度な知識と技能を合わせもつ実践技能者を養成する職業訓練短期大学校を、認定職業訓練校としては全国で初の試みとして昭和54年4月開校した。

また、時代の要請に応えるため、求職者や失業者の再就職のための職業訓練やOA機器化に対応したパソコン講座等幅広い職業訓練を実施している。

管 理 運 営 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター

所 在 地 花園7丁目19番10号

構 造 本 館 鉄筋コンクリート2階建

実習棟 鉄骨造平家建

敷地面積 11,362.26㎡

延床面積 2,660㎡ (本館1,093㎡、実習棟1,567㎡)

事業内容 (18年度)

・職業訓練短期大学校	居住システム系建築科	24人	
・職業訓練センター	普通訓練	36コース	8,797人
	能力開発訓練	9コース	5,044人
	情報処理訓練	47コース	3,609人
	自主講座	21コース	2,359人

熊本市技能向上訓練実習場 (職業訓練センター内に建設)

設置主体 熊本市

管理運営 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター (指定管理者)

所在地 花園7丁目19番20号

構 造 鉄骨造平家建

延床面積 300㎡

熊本市勤労者福祉センター

勤労者並びに市民のみなさんの雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談、就職情報の提供等を行うとともに、心身の健康保持、体力の増強及び教養、文化等のためのサービスを提供する。

名 称 熊本市勤労者福祉センター

設置主体 熊本市

管理運営 (財) 熊本市勤労者福祉センター (指定管理者)

所在地 黒髪3丁目3番12号

敷地面積 2,436.42㎡

延床面積 1,422.37㎡

施設概要 1階 体育室・ホール・講習室 職業相談室・更衣室・シャワー室
2階 和室(2部屋)・研修室・大会議室

利用状況 79,955人 (平成18年度)

熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンター

個々の企業のみでは実施困難な従業員に対しての各種祝金等の給付事業、レジャー、物品購入資金等の貸付事業及び、各種レクリエーション等の福利厚生事業を実施することにより、中小企業の従業員の福祉の向上を図るとともに中小企業の振興に寄与することを目的とする。

発 足 平成11年4月1日 (昭和49年6月1日発足の熊本市中小企業勤労者福祉共済制度を移行)

管理運営 (財) 熊本市勤労者福祉センター

共済掛金 1人月額 300円 (昭56.4.1より)

加入者数 2,012事業所、被共済者数22,500人 (平19.4.1現在)

給付事業 4,758件 36,858千円

(5) 中小企業経営の基盤強化（経営支援課）

ア 中小企業の経営力の強化

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

イ 資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

制度名	16		17		18	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
小 口 資 金 融 資	1,183	4,539,180	1,183	4,561,270	1,491	6,213,120
無 担 保 無 保 証 人 融 資	14	35,000	17	56,000	13	25,050
経 営 安 定 資 金 融 資	24	325,500	42	537,100	59	739,700
特 別 短 期 資 金 融 資	8	13,500	5	8,500	3	4,200
起 業 化 支 援 資 金 融 資	21	93,800	39	157,100	66	266,500
公 害 防 止 施 設 資 金 融 資	0	0	0	0	1	8,000
高 度 化 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
中 元 ・ 年 末 資 金 融 資	29	82,300	24	76,200	29	99,300
経 営 安 定 資 金 特 例 融 資	5	36,000	13	105,000	34	238,500
経 済 環 境 変 動 対 策 資 金 融 資	214	1,506,550	55	361,900	258	2,297,950
地下水使用合理化設備資金融資	0	0	0	0	0	0
計	1,498	6,631,830	1,378	5,863,070	1,954	9,892,320

(6) 中小企業への各種助成（商業労政課）

ア 中小企業振興助成

助 成 の 種 類	助 成 対 象	助 成 措 置
事 業 助 成 金	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき	1組合につき10万円（組織し、運営を開始した年度に限る）
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
利 子 補 助 金	創業及び経営基盤の強化に必要な設備	政府系金融機関からの融資残額の100分の2以内 3カ年間
融 資 の あ っ せ ん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便 宜 の 供 与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

区 分 \ 年 度		14	15	16	17	18
設立運営費	件 数	4	2	2	2	2
	金 額（千円）	400	200	200	200	200
高度化施設	件 数	2	2	0	3	1
	金 額（千円）	10,478	30,000	0	28,197	30,000
利子補助金	件 数	1	2	2	1	1
	金 額（千円）	157	255	121	363	312

イ 商店街共同施設助成

対象施設（街路灯、アーケード、共同駐車場等）総工費（50万円以上）の30%とし、1,500万円を限度とする。

助成状況

年 度	14	15	16	17	18
件 数	1	4	2	0	2
金 額（千円）	482	17,723	4,569	0	2,336

ウ 商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年 度	14	15	16	17	18
件 数	69	67	67	65	66
金 額（千円）	6,976	6,589	6,657	6,484	6,524

エ 商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年 度	14	15	16	17	18
件 数	39件（56団体）	36件（61団体）	37件（63団体）	31件（61団体）	30件（64団体）
金 額（千円）	38,277	32,956	26,548	29,331	30,778

(7) 中小企業金融対策（経営支援課）

ア 中小企業金融制度一覧

制度名 (発足年月日)		小口資金融資 (昭 38. 8. 7)	無担保無保証人資金融資 (昭 46. 5. 1)	経営安定資金融資 (昭 43. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内小規模事業者の無担保無保証人による円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の経営の合理化、体質の改善に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下であること	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）であること ・市県民税の所得割の課税があること	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000 万円以内	1,000 万円以内	事業者：3,000 万円以内 組合：4,000 万円以内
融資期間及び利率		30 ヶ月：年 2.00% 45 ヶ月：年 2.10% 60 ヶ月：年 2.20%	36 ヶ月：年 2.00% 60 ヶ月：年 2.20%	3 年以内：年 2.10% 5 年以内：年 2.20% 7 年以内：年 2.30%
据 置 期 間		6 ヶ月以内	無	6 ヶ月以内
保 証 料 率		年 0.5%～1.35% 保証料補給： 1/2 又は 152,000 円のいずれか低い額	年 0.75% 保証料補給：1/2	年 0.3%～2%
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	不要	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	443,250（出捐金）	13,000（出捐金）	700,000
	協調倍率（倍）	25	25	3
	融資枠（千円）	11,081,250	325,000	2,100,000
	預 託 機 関	県信用保証協会	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		起業化支援資金融資 (平 12. 4. 1)	特別短期資金融資 (昭 48. 4. 1)
目 的		具体的な計画のもとに新規に事業を始める者、事業の転換又は多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより起業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・新規開業(全体事業費の20%以上の自己資金が必要) ①市内に1年以上居住している者で県内の同一事業所に2年以上、又は県内において同一業種に通算3年以上勤務し、従来従事していた業種と同一の事業を営もうとする者 ②上記以外の者で市内に居住する者(学生については学校の推薦を受けた者) ・転業、多角化 市内に1年以上居住し、かつ市内において、同一事業を3年以上継続して営んでいる者	市内に6ヶ月以上居住し、かつ同一事業を6ヶ月以上経営している中小企業者
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		新規開業①、転業・多角化：1,000万円以内 新規開業②：500万円以内	200万円以内
融資期間及び利率		7年以内：年2.00%	1年以内：年2.30%
据 置 期 間		1年以内	2ヶ月以内
保 証 料 率		年0.3%～2% 保証料補給： 1/2 又は 222,000 円のいずれか低い額	年0.3%～2%
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	500,000	10,000
	協調倍率(倍)	3	2
	融資枠(千円)	1,500,000	20,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		中元年末資金融資 (昭 28. 6. 1)	経営安定特例資金融資 (昭 55. 4. 15)
目 的		市内中小企業者の中元・年末時期に必要となる短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上(天災地変・火災の場合6ヶ月以上)営んでいる中小企業者 ①大規模小売店(床面積1000㎡以上)の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有し、その回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの ⑤熊本駅西土地区画整理事業施行に伴い、経営の安定に支障を生じている者であつて、市長が特に必要と認めたもの。
使 途		運転資金	運転資金、設備資金 (①、④については設備資金のみ)
融 資 限 度 額		500 万円以内	1, 500 万円以内
融資期間及び利率		6ヶ月以内:年2.30%以内 (保証付の場合:年2.10%以内)	7年以内:年2.00% 〔⑤7年以内:年2.00%、10年以内:年2.50%〕 利子補給:全額
据 置 期 間		無	1年以内(⑤は2年以内)
保 証 料 率		保証付の場合は年0.5%~2.2%	年0.3%~2% (⑤は保証料補給:全額)
連 帯 保 証 人		取扱金融機関の定めるところとする	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		取扱金融機関の定めるところとする	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課 (⑤は取扱金融機関のみ)
取 扱 金 融 機 関		熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 商工組合中央金庫 熊本県信用組合 九州幸銀信用組合	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	200, 000	152, 000
	協調倍率(倍)	3	3
	融資枠(千円)	600, 000	456, 000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経済環境変動対策資金融資 (昭 62. 6. 1)	公害防止施設資金融資 (昭 46. 11. 1)
目 的		経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の工場又は事業所における、公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図る
対 象		・ 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・ 申込み時点の直近2期(年)の売上高について、前期(年)の売上高が前々期(年)の売上高に比べ5%以上減少、または申込み以前1年以内のいずれかの連続した3ヶ月の平均売上高が前年同期の平均売上高に比べ5%以上減少している者 (平成20年3月31日融資実行分まで)	・ 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・ 公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設
使 途		運転資金	設備資金
融 資 限 度 額		1,500万円以内(平成20年3月31日融資実行分まで)	800万円以内
融資期間及び利率		7年以内：年1.75%	7年以内：年2.20% 利子補給：全額
据 置 期 間		6ヶ月以内	6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.3%～2%	年0.85% 保証料補給：全額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本ファミリー銀行
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	1,711,000	20,000
	協調倍率(倍)	3	2
	融資枠(千円)	5,133,000	40,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		地下水使用合理化設備資金融資 (平 3. 4. 1)	高度化資金融資 (昭 44. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の工場及び事業所における地下水の使用合理化に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の高度化及び近代化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住しかつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設、設備	・事業協同組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合等、及びその組合員
使 途		設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000万円以内	1組合：8,000万円以内 1組合員：2,000万円以内
融資期間及び利率		3年以内：年2.00% 5年以内：年2.10% 7年以内：年2.20% 利子補給：全額	8年以内：年2.60%
据 置 期 間		6ヶ月以内	無
保 証 料 率		年0.3%～2% 保証料補給： 全額又は443,000円のいずれか低い額	保証付の場合は 年0.5%～2.2%
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	取扱金融機関の定めるところとする
返 済 方 法		元金均等月賦返済	取扱金融機関の定めるところとする
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行	商工組合中央金庫 肥後銀行 熊本ファミリー銀行
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	10,000	40,000
	協調倍率(倍)	3	4
	融資枠(千円)	30,000	160,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

※ 公衆浴場営業者、伝統工芸営業者、倒産関連中小企業者、アスベスト飛散防止に取り組む中小企業者に対する利子補給制度有り

(8) 産業文化会館（産業文化会館）

熊本市産業文化会館は、①産業の振興、②市民文化の振興奨励と創造的活動の助長推進、③地元中小企業の共同化の推進の三つの機能を有する産業文化の拠点施設。

所在地 花畑町7番10号
 設置主体 熊本市
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階地下1階
 敷地面積 2,214㎡
 建物面積 延床面積 11,849㎡（うち駐車場429㎡）
 建設費 総事業費 2,650,000千円
 開館 昭和56年3月15日

主な施設

- 7F 大ホール（固定席700名）
- 6F 会議室（研修室） 7室
- 5F 総合展示場、熊本市消費者センター、日本司法支援センター、熊本県弁護士会
- 4F 熊本市経営支援課、中小企業経営サポートプラザ、日本貿易振興機構（JETRO）熊本貿易情報センター、（社）熊本県貿易協会、熊本市商店街連合会、（社）熊本県バス協会、（社）熊本産業貿易振興協会、経済懇話室
- 3F 小ホール、熊本県物産館、（社）熊本県物産振興協会、会館管理室
- 2F （社）熊本県観光連盟、（財）熊本国際観光コンベンション協会、店舗（産業文化会館出店者協同組合）
- 1F 熊本市市民サービスコーナー、熊本市市民活動支援センター、店舗（産業文化会館出店者協同組合）
- BF 店舗

会館利用状況

区分 年度	大ホール							小ホール							会議室 （研修室） 6室	総合展示場
	集会・大会 件	音楽会・演奏会 件	歌謡ショー・浪曲 件	演劇・演芸 件	日舞・洋舞 件	講演・講習会 件	その他 件	集会・大会 件	研修会・講習会 件	講演会・会議 件	音楽会 件	演劇・演芸 件	日舞・洋舞 件	展示会 件	その他 件	計 件
14	159	81	6	43	13	46	348	8	279	7	6	27	4	15	346	3,299
15	143	60	17	37	16	24	297	10	249	2	5	25	3	32	324	2,741
16	150	88	15	50	32	55	390	15	292	5	2	26	0	1	341	3,106
17	196	90	5	69	12	27	399	8	324	4	2	27	5	13	383	3,154
18	200	89	19	70	23	17	418	12	295	3	3	45	2	13	373	3,584

利用者状況

区分 年度	大 ホ ー ル					小 ホ ー ル				
	公共 団体	文化 団体	一般 団体	個 人	計	公共 団体	文化 団体	一般 団体	個 人	計
14	27	2	312	7	348	2	4	339	1	346
15	27	2	260	8	297	2	4	317	0	323
16	41	5	334	10	390	0	1	339	1	341
17	39	5	346	9	399	0	4	379	0	383
18	39	5	364	10	418	1	4	367	1	373

(9) 経済統計

ア 産業別市内総生産（産業政策課）

(単位 百万円、%)

項 目			実 数			構 成 比			対前年度比	
			13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度	14年度	15年度
産 業	第1次産業	農 業	17,894	17,288	16,374	0.8	0.8	0.8	△3.4	△5.3
		林 業	23	98	56	0.0	0.0	0.0	△19.8	△43.4
		水 産 業	2,345	2,820	2,296	0.1	0.1	0.1	20.3	△18.6
		小 計	20,362	20,206	18,726	0.9	0.9	0.8	△0.8	△7.3
	第2次産業	鉱 業	60	37	49	0.0	0.0	0.0	△39.0	34.9
		製 造 業	161,567	143,893	145,779	7.6	6.9	6.9	△10.9	1.3
		建 設 業	102,268	88,020	78,031	4.8	4.2	3.7	△13.9	△11.3
		小 計	263,895	231,950	223,859	11.7	10.4	10.0	△12.1	△3.5
	第3次産業	電気・ガス・水道業	35,004	38,093	39,971	1.6	1.8	1.9	8.8	4.9
		卸 売 ・ 小 売 業	359,870	355,578	345,583	16.9	17.0	16.5	△1.2	△2.8
		金 融 ・ 保 険 業	167,370	172,113	171,716	7.9	8.2	8.2	2.8	△0.2
		不 動 産 業	263,542	267,631	272,127	12.4	12.8	13.0	1.6	1.7
		運 輸 ・ 通 信 業	128,412	127,909	129,541	6.0	6.1	6.2	△0.4	1.3
		サ ー ビ ス 業	633,664	624,380	632,428	29.8	29.8	30.1	△1.5	1.3
		政府サービス生産者	323,383	334,821	338,967	15.2	16.0	16.1	3.5	1.2
		対家計民間非営利サービス生産者	65,772	67,927	66,364	3.1	3.2	3.2	3.3	△2.3
		小 計	1,977,017	1,988,452	1,996,697	87.4	88.7	89.2	0.6	0.4
合 計		2,261,274	2,240,608	2,239,282	106.5	106.8	106.7	△0.9	△0.1	
(控 除) 帰 属 利 子 等		119,275	143,234	140,147	6.5	6.8	6.7	4.2	△2.2	
市内総生産 (市場価格表示)		2,141,999	2,097,374	2,099,134	100.0	100.0	100.0	△1.2	0.1	

(注) 表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。

(資料) 熊本県統計協会「平成16年度市町村民所得推計報告書」

イ 産業(大分類)別事業所数及び従業者数の推移(全事業所) (産業政策課) (平成13年事業所・企業統計調査結果)

産 業 大 分 類	昭和61年		平成3年		平成8年		平成13年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全 産 業	31,346	269,005	33,886	309,748	33,323	331,446	30,626	311,671
農 林 水 産 業	28	809	38	792	38	698	27	726
非 農 林 水 産 業	31,318	268,196	33,848	308,956	33,285	330,748	30,599	310,945
鉱 産 業	7	45	6	24	7	62	6	19
建 設 業	2,265	22,254	2,804	27,625	2,896	29,973	2,615	24,700
製 造 業	1,393	24,480	1,396	27,900	1,383	27,576	1,163	23,057
電気・ガス・熱供給・水道業	13	1,393	17	1,464	18	1,368	22	1,615
運 輸 ・ 通 信 業	860	19,715	962	18,817	971	19,880	929	16,863
卸売・小売業・飲食店	16,014	92,775	16,368	104,659	15,390	110,959	13,657	104,793
金 融 ・ 保 険 業	656	13,853	732	15,230	802	17,642	718	12,332
不 動 産 業	1,244	3,773	1,540	4,671	1,471	4,451	1,404	4,327
サ ー ビ ス 業	8,741	72,437	9,903	91,830	10,199	102,477	9,962	105,924
公 務	125	17,471	120	16,736	148	16,360	123	17,315
構 成 比								
非 農 林 水 産 業	100	100	100	100	100	100	100	100
鉱 産 業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建 設 業	7.3	8.9	8.3	9.5	8.7	9.5	8.6	9.5
製 造 業	4.5	9.8	4.1	9.5	4.2	8.8	3.8	8.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.5	0.1	0.6	0.1	0.4	0.1	0.4
運 輸 ・ 通 信 業	2.8	7.9	2.9	6.4	2.9	6.3	3.0	6.3
卸売・小売業・飲食店	51.3	37.0	48.5	35.8	46.4	35.3	44.8	35.3
金 融 ・ 保 険 業	2.1	5.5	2.2	5.2	2.4	5.6	2.4	5.6
不 動 産 業	4.0	1.5	4.6	1.6	4.4	1.4	4.6	1.4
サ ー ビ ス 業	28.0	28.9	29.3	31.4	30.8	32.6	32.7	32.6
対 前 回 増 加 数								
全 産 業	1,104	△ 4,593	2,540	40,743	△ 563	21,698	△ 2,681	△ 19,775
農 林 水 産 業	△ 2	△ 181	10	△ 17	0	△ 94	△ 11	28
非 農 林 水 産 業	1,106	△ 4,412	2,530	40,760	△ 563	21,792	△ 2,670	△ 19,803
鉱 産 業	△ 7	△ 144	△ 1	△ 21	1	38	△ 1	△ 43
建 設 業	195	△ 3,455	539	5,371	92	2,348	△ 265	△ 5,273
製 造 業	△ 89	△ 2,068	3	3,420	△ 13	△ 324	△ 220	△ 4,519
電気・ガス・熱供給・水道業	△ 11	△ 176	4	71	1	△ 96	4	247
運 輸 ・ 通 信 業	52	△ 2,503	102	△ 898	9	1,063	△ 42	△ 3,017
卸売・小売業・飲食店	34	△ 2,730	354	11,884	△ 978	6,300	△ 1,733	△ 6,166
金 融 ・ 保 険 業	99	△ 154	76	1,377	70	2,412	△ 84	△ 5,310
不 動 産 業	213	880	296	898	△ 69	△ 220	△ 67	△ 124
サ ー ビ ス 業	598	5,628	1,162	19,393	296	10,647	△ 237	3,447
公 務	22	310	△ 5	△ 735	28	△ 376	△ 25	955
対 前 回 増 加 率								
全 産 業	3.7	△ 1.7	8.1	15.1	△ 1.7	7.0	△ 8.0	△ 6.0
農 林 水 産 業	△ 6.7	△ 18.3	35.7	△ 2.1	0.0	△ 11.9	△ 28.9	4.0
非 農 林 水 産 業	3.7	△ 1.6	8.1	15.2	△ 1.7	7.1	△ 8.0	△ 6.0
鉱 産 業	△ 50.0	△ 76.2	△ 14.3	△ 46.7	16.7	158.3	△ 14.3	△ 69.4
建 設 業	9.4	△ 13.4	23.8	24.1	3.3	8.5	△ 9.2	△ 17.6
製 造 業	△ 6.0	△ 7.8	0.2	14.0	△ 0.9	△ 1.2	△ 15.9	△ 16.4
電気・ガス・熱供給・水道業	△ 45.8	△ 11.2	30.8	5.1	5.9	△ 6.6	22.2	18.1
運 輸 ・ 通 信 業	6.4	△ 11.3	11.9	△ 4.6	0.9	5.6	△ 4.3	△ 15.2
卸売・小売業・飲食店	0.2	△ 21.9	2.2	12.8	△ 6.0	6.0	△ 11.3	△ 5.6
金 融 ・ 保 険 業	17.8	△ 1.1	11.6	9.9	9.6	15.8	△ 10.5	△ 30.1
不 動 産 業	20.7	30.4	23.8	23.8	△ 4.5	△ 4.7	△ 4.6	△ 2.8
サ ー ビ ス 業	7.3	8.4	13.3	26.8	3.0	11.6	△ 2.3	3.4
公 務	21.4	1.8	△ 4.0	△ 4.2	23.3	△ 2.2	△ 16.9	5.8

ウ 商 業

業種別商店数・従業員数・年間販売額（商業労政課）

（平成16年商業統計調査結果）

産 業 分 類	商店数			従業者数			年間商品販売額		
	平成14 年実数 (店)	平成16年		平成14 年実数 (店)	平成16年		平成14年実数 (万円)	平成16年	
		実数 (店)	構成比 (%)		実数 (店)	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
合 計	9,205	9,109	-	74,371	73,764	-	255,022,235	243,065,900	-
卸 売 業 計	2,417	2,416	100	26,324	25,242	100	174,246,275	160,682,100	100
49 各種商品卸売業	4	5	0.2	69	96	0.4	452,965	627,500	0.4
501 繊維品卸売業	13	9	0.4	58	52	0.2	120,334	x	x
502 衣服・身の回り品卸売業	119	110	4.6	1,149	1,065	4.2	3,191,854	x	x
511 農畜産物・水産物卸売業	296	307	12.7	4,159	4,160	16.5	40,325,968	38,750,300	24.1
512 食料・飲料卸売業	277	307	12.7	3,345	3,646	14.4	25,973,403	26,492,400	16.5
521 建築材料卸売業	264	263	10.9	2,420	2,318	9.2	13,933,595	14,533,200	9.0
522 化学製品卸売業	75	77	3.2	713	601	2.4	5,634,929	4,736,100	2.9
523 鉱物・金属材料卸売業	54	56	2.3	474	487	1.9	5,752,321	6,424,400	4.0
524 再生資源卸売業	27	22	0.9	428	465	1.8	891,720	1,185,100	0.7
531 一般機械器具卸売業	264	253	10.5	2,065	2,047	8.1	11,383,581	11,248,200	7.0
532 自動車卸売業	126	104	4.3	2,019	1,345	5.3	7,587,289	4,292,100	2.7
533 電気機械器具卸売業	210	242	10.0	2,028	2,175	8.6	14,820,507	15,283,000	9.5
539 その他機械器具	113	121	5.0	1,158	1,201	4.8	5,639,367	5,824,100	3.6
541 家具・建具・じゅう器等卸売業	107	90	3.7	780	656	2.6	2,389,856	2,201,000	1.4
542 医薬品・化粧品等卸売業	182	174	7.2	2,751	2,609	10.3	24,098,535	15,816,600	9.8
549 他に分類されない卸売業	286	276	11.4	2,708	2,319	9.2	12,050,051	10,505,300	6.5
小 売 業 計	6,788	6,693	100	48,047	48,522	100	80,775,960	82,383,800	100
55 各種商品小売業	21	22	0.3	3,319	3,139	6.5	12,337,562	13,086,300	15.9
56 織物・衣服・身の回り品小売業	1,155	1,171	17.5	5,118	4,950	10.2	7,201,821	6,734,500	8.2
57 飲食物品小売業	2,261	2,219	33.2	18,656	19,196	39.6	21,977,419	22,948,000	27.9
58 自動車・自転車小売業	542	523	7.8	3,286	3,707	7.6	9,331,153	10,114,900	12.3
59 家具・じゅう器・家庭用 機械器具小売業	570	551	8.2	3,208	2,979	6.1	7,921,867	7,550,600	9.2
60 その他の小売業	2,239	2,207	33.0	14,460	14,554	30.0	22,006,138	21,949,500	26.6

経済

工 業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕（産業政策課）

（平成17年工業統計調査結果）

産 業 中 分 類	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成16 年実数 (箇所)	平成17年		平成16 年実数 (人)	平成17年		平成16年実数 (万円)	平成17年	
		実数 (箇所)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
総 計	476	525	100.0	16,097	15,787	100.0	29,942,778	29,697,099	100.0
食 料 品	158	175	33.3	5,842	4,929	31.2	8,731,580	9,364,773	31.5
飲 料	7	8	1.5	535	480	3.0	1,994,201	1,463,462	4.9
織 維	5	7	1.3	38	75	0.5	23,541	81,458	0.3
衣 服	22	20	3.8	362	360	2.3	231,696	203,668	0.7
木 材	8	10	1.9	115	132	0.8	175,084	173,255	0.6
家 具	28	31	5.9	422	430	2.7	473,513	542,241	1.8
パ ル プ ・ 紙	11	12	2.3	174	195	1.2	283,918	273,195	0.9
印 刷	68	74	14.1	1,686	1,935	12.3	2,066,653	2,074,416	7.0
化 学	6	6	1.1	1,415	1,501	9.5	3,894,912	3,801,439	12.8
石 油 ・ 石 炭	1	1	0.2	7	9	0.1	X	X	-
プ ラ ス チ ッ ク	12	12	2.3	252	269	1.7	350,457	370,115	1.2
ゴ ム 製 品	1	1	0.2	15	16	0.1	X	X	-
皮 革	-	1	-	-	7	0.0	-	-	-
窯 業 ・ 土 石	28	28	5.3	391	391	2.5	666,149	745,406	2.5
鉄 鋼	3	5	1.0	198	247	1.6	550,051	711,953	2.4
非 鉄 金 属	1	2	0.4	6	8	0.1	X	X	-
金 属 製 品	40	43	8.2	824	921	5.8	1,140,115	1,345,406	4.5
一 般 機 器	15	16	3.0	469	355	2.2	686,534	710,894	2.4
電 気 機 器	5	6	1.1	84	467	3.0	137,341	548,070	1.8
情 報 通 信 機 器	-	1	-	-	46	-	X	X	-
電 子 部 品	4	3	0.6	2,757	2,436	15.4	7,888,650	6,510,340	21.9
輸 送 用 機 器	8	10	1.9	146	166	1.1	275,502	273,849	0.9
精 密 機 器	3	5	1.0	56	69	0.4	49,928	65,320	0.2
そ の 他	42	48	9.1	303	343	2.2	270,819	279,934	0.9

オ 産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕

（平成17年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成16年実数 (箇所)	平成17年		平成16年実数 (人)	平成17年		平成16年実数 (万円)	平成17年	
		実数 (箇所)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
4 ～ 9 人	476	525	100.0	16,167	15,787	100.0	29,942,778	29,697,099	100.0
10 ～ 19 人	230	275	52.4	1,368	1,638	10.4	1,255,929	1,625,037	5.5
20 ～ 29 人	108	107	20.4	1,491	1,511	9.6	1,966,000	2,138,020	7.2
30 ～ 49 人	51	53	10.1	1,229	1,289	8.2	1,478,833	1,814,251	4.9
50 ～ 99 人	28	29	5.5	1,081	1,141	7.2	1,555,767	1,844,677	6.1
100 ～ 199 人	35	37	7.0	2,481	2,740	17.3	5,171,652	5,604,586	18.9
200 ～ 299 人	15	16	3.0	2,095	2,297	14.5	4,103,913	3,883,636	13.1
300 ～ 499 人	5	5	1.0	1,280	1,264	8.0	2,417,178	2,376,888	8.0
500 人以上	1	1	0.2	342	362	2.3	X	X	X
	3	2	0.4	4,800	3,545	22.5	X	X	X

2 農 林 水 産 業

(1) 概 況 (農業政策課)

本市の農林水産業は、なす・メロン・スイカなどの野菜、米をはじめ、みかん・梨などの果樹、花き、畜産などの豊富な基幹作目を有した多種多様な農業と有明海沿岸におけるノリ、魚介類等の海産物に加え、地下水を利用した錦鯉養殖等の水産業からなっている。

いずれも都市近郊という優位性を活かし、農業については、市街化区域内、北部水田・畑作、北西部中山間、南・西部水田、南・東部水田、東部畑作地帯において、地域性豊かな特色ある農業経営が行われ、農業産出額は、全国でも上位の地位を誇っている。

しかしながら、本市の農業においても、都市化による混住化や担い手の高齢化、後継者の減少等による労働力不足に加え、国内、国外産地との競争など大きな転換期を迎えている。また、水産業についても、漁場環境の変化や漁業者の減少、高齢化、価格の低迷などの問題を抱えているのが現状である。

このような中で、西暦2010年を目標とした「第5次熊本市総合計画」に基づき、長期的な展望に立った経営の自立安定と国際化社会に対応できる生産性・収益性の高い農・漁業の実現に向け、農業の振興においては、経営の安定化、生産基盤の充実、新しい時代に対応した農業の振興、また、水産業においては経営の安定化、生産基盤の充実という基本方針のもと市民と共存する魅力ある農業と水産業の構築を図っている。

ア 販売農家の農家戸数と農業就業人口 (農業政策課)

年度	区分	農家戸数 (戸)	農業就業人口 (人)	専業農家戸数 (戸)	兼業農家戸数(戸)		
					第1種兼業農家	第2種兼業農家	計
14		4,983	11,219	1,794	1,184	2,005	3,189
15		4,821	10,899	1,809	1,089	1,923	3,012
16		4,657	10,580	1,823	994	1,840	2,834
17		4,494	10,260	1,837	899	1,758	2,657
18		4,331	9,940	1,851	804	1,676	2,480

(注) 農林業センサス結果に基づく推計

イ 経営耕地面積 (販売農家) (農業政策課)

(単位 ha)

年度	区分	総経営耕地面積	水 田	畑		
				普通畑	樹園地	計
14		6,908	4,371	889	1,648	2,537
15		6,787	4,298	865	1,625	2,490
16		6,667	4,224	840	1,603	2,443
17		6,546	4,150	815	1,581	2,396
18		6,425	4,076	790	1,559	2,349

(注) 農林業センサス結果に基づく推計

ウ 林野面積 (生産流通課)

(単位 ha)

年度	区分	総面積	国 有 林	民 有 林					
				用材林	薪炭林	竹 林	特殊林	要造林地	
14		3,875	1,313	2,561	530	1,556	424	2	50
15		3,875	1,313	2,561	530	1,556	424	2	50
16		3,898	1,313	2,585	545	1,565	424	1	50
17		3,880	1,285	2,594	545	1,565	424	1	59
18		3,880	1,285	2,594	545	1,565	424	1	59

エ 民有林の樹種別面積と蓄積（生産流通課）

年度	区分	用 材 林		薪 炭 林		竹 林		特 殊 林		要造林地
		面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	—	ha
14		530	185,872	1,556	234,980	424	466,663	2	—	50
15		530	185,872	1,556	234,980	424	466,663	2	—	50
16		545	198,772	1,565	239,347	424	466,555	1	—	50
17		545	204,036	1,566	240,862	424	466,383	1	—	59
18		545	208,977	1,566	242,034	424	466,383	1	—	59

オ 農業産出額（生産流通課）

（市農林水産振興部調）

年度	区分	水 稻		麦		大 豆		野 菜	
		作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額
		ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円
14		3,170	3,708	220	75	167	77	2,190	17,044
15		3,120	5,081	230	92	171	65	2,182	17,176
16		3,160	2,051	173	75	163	26	2,025	15,844
17		3,180	3,333	162	87	156	57	1,990	15,660
18		3,170	2,863	195	78	154	54	1,660	13,821

花 き		樹 芸		果 樹		工芸作物（たばこ）	
作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額
ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円
59	1,557	39	182	1,858	8,298	6	34
61.4	1,430	39	182	1,857	7,400	6	22
58.8	1,506	39	182	1,856	8,556	4	27
54.6	1,382	37	181	1,857	6,962	1	7
54.4	1,378	25	149	1,831	8,117	1	6

畜産戸数	酪 農		肉 用 牛		養 豚		馬	
	飼 育 数	生 産 額	飼 育 数	生 産 額	飼 育 数	生 産 額	飼 育 数	生 産 額
戸	頭	百万円	頭	百万円	頭	百万円	頭	百万円
124	2,618	2,035	1,104	293	4,353	327	389	257
126	2,710	2,070	1,230	425	4,211	258	446	355
123	2,596	2,100	1,126	438	4,566	375	406	382
118	2,525	2,040	1,190	482	4,991	392	303	260
110	2,393	1,851	1,188	470	4,987	397	395	424

養 鶏		綿山羊・養蜂		生産額合計
飼 育 数	生 産 額	飼 育 数	生 産 額	
羽	百万円		百万円	百万円
87,900	199	—	139	34,225
96,415	202	—	133	34,891
68,700	159	—	158	31,879
65,580	192	—	157	31,192
62,830	161	—	158	29,927

力 漁業経営体数及び漁船数（水産振興課）

	漁業経営体数	漁船数 (動力船)
13	976	1,299
14	994	1,310
15	939	1,329
16	1,043	1,310
17	701	1,347

（農林統計より）

キ 漁業生産額（水産振興課）

年	乾ノリ		貝藻類		海水魚		淡水魚	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額
	千枚	百万円	t	百万円	t	百万円	t	百万円
13	461,906	5,179	812	341	408	355	50	86
14	686,875	6,159	1,195	409	377	309	51	97
15	589,935	5,344	2,318	736	329	227	77	100
16	604,856	5,798	1,319	423	291	226	18	36
17	672,290	6,522	2,390	846	263	217	17	83

（市農林水産振興部調べ）

ク 農業協同組合（農業政策課）

（平成19.4.1現在）

名 称	組 合 員 数	設 立 年 月 日
熊本市農業協同組合	17,073人	平 4. 4. 1
熊本市中央酪農農業協同組合	15人	昭36. 8. 31

ケ 漁業協同組合（水産振興課）

（平成19.4.1現在）

名 称	組 合 員 数	設 立 年 月 日
河内漁業協同組合	228人	昭24. 8. 5
松尾漁業協同組合	84	24. 6. 15
小島漁業協同組合	283	24. 6. 15
沖新漁業協同組合	385	24. 7. 4
畠口漁業協同組合	189	24. 9. 27
海路口漁業協同組合	354	25. 5. 17
川口漁業協同組合	310	24. 4. 9
熊本市漁業協同組合	141	24. 4. 22

(2) 主要事業

ア 農林関係

① 農業振興地域整備計画（農業政策課）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積 14,894ha 農用地区域面積 5,800ha

② 農とびあ推進事業（農業政策課）

地域資源を活用して、農業者等のまちづくりとして地産地消の主体的な活動を支援することにより、その拠点づくりを目指す。

農とびあ推進計画に基づき、農とびあゾーンを指定し、具体的な実施計画づくりや実施される事業への支援等を行い、農をテーマとしたまちづくりを推進する。

地域づくり拠点型ゾーン＝農とびあ（消費者と生産者が共生するゾーン）

- ・ 鮮で安全な農産物が購入できる
- ・ 地元の食材等で「食」を味わえる
- ・ 農業を体験できる
- ・ 独自の伝統文化等にふれあえる
- ・ 農の景観に親しめる

③ 中山間地域等直接支払事業（農業政策課）

耕作放棄地の増加等により、農業の多面的機能（水源かん養機能、洪水防止機能等）の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するために、平成17年度から平成21年度まで5年間、毎年度直接支払いを実施する。

対象地域 旧河内町地域

対象農用地

- ・ 対象地域内に存する農振農用地区域内農地
- ・ 1ha以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）
- ・ 急傾斜の農用地（田1/20以上、樹園地等畑15度以上）

対象面積 田 14ha、畑 811ha

対象者 集落協定に基づき、5年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う者

④ 農業経営基盤強化促進対策事業（農業政策課担い手推進室）

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に努めるため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の掘り起こしの促進と認定農業者及び平成19年産から施行される品目横断的経営安定対策に対応できる営農組織の支援・育成を図る。

事業内容

- ・ 基本構想実践活動事業（アクションプログラムを計画的に展開）
- ・ 経営改善支援活動事業（情報ネットワークの構築・認定農業者の経営相談・指導の実施）

⑤ 強い農業づくり交付金 経営構造対策事業（生産流通課）

地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくため、農業にかかわる幅広い関係者の地域合意を形成し、加えてこれを実現するための生産・流通・加工・情報・都市農村交流等の施設を総合的に整備することにより、担い手となる経営体の確保・育成を図る。

- ・ 農業用水施設整備（河内地区）

⑥ 強い農業づくり交付金 生産総合対策事業（生産流通課）

農産物の高品質化や低コスト化など生産体制の強化を図り、収益性の高い経営形態を確立し、農業経営の安定を図るための推進事業及び条件整備事業に取り組む。

- ・ 小規模土地基盤整備（改植・高接・作業道整備）
- ・ 低コスト耐候性ハウス導入

⑦ 水田営農組織化整備緊急支援事業（生産流通課）

組織的に農業機械等を導入することにより、農作業の省力化及び経営安定に寄与する。

- ・ 大豆コンバイン

⑧ 園芸産地“かつ”りよく強化対策事業（生産流通課）

果樹生産において高品質・省力化生産を図るため、施設、機械の導入を推進する。

- ・ 用水施設の導入
- ・ 防除用スプリンクラーの整備

⑨ 農作物鳥獣被害対策事業（生産流通課）

近年、イノシシ・カラス等の鳥獣による農作物被害が甚大であるため、関係農区や猟反会等と連携し、予察に基づいた駆除を行うとともに、自衛対策等についての啓発を行う。

⑩ 熊本市生産向上対策事業（生産流通課）

組織的に農業機械等を導入することにより、農作業の省力化及び経営安定に寄与する。

- ・ 乗用管理機導入（大豆）

⑪ 土壌病虫検査室 分析・診断事業（生産流通課）

農業生産指導の一環として、土壌・堆肥・作物体の各種肥料成分等の分析・病害虫診断を実施して、農業生産の向上に寄与する。

- ①土壌養分分析 ②農業用水・養液分析
- ③作物体・堆肥等分析 ④病害虫診断

分析実績

（単位：件）

年度 項目	14	15	16	17	18
土 壌 養 分 分 析	756	1,096	863	814	653
農業用水・養液等分析	29	29	28	17	26
作物体・堆肥等分析	13	1	4	6	9
病 害 虫 診 断	145	120	173	44	31
そ の 他	90	55	62	26	32
計	1,033	1,301	1,130	907	751

⑫ 環境にやさしい農業推進事業（生産流通課）

自然環境に与える負荷を軽減し持続的な農業を確立するため、環境にやさしい農業を推進し、新鮮かつ安全な農産物の生産振興を図る。

- ・ 適正施肥管理対策の推進
 - 土壌分析結果に基づく適正施肥の推進
- ・ エコファーマー認定の推進
- ・ 減農薬の推進
 - 農薬の適正使用と減農薬技術の導入
- ・ 農業関連廃棄物の適正処理とリサイクル推進
- ・ 農業労働環境の改善
- ・ 省エネルギー化の推進
 - 効率的なエネルギー利用

⑬ 水田農業構造改革対策（生産流通課）

平成14年12月「米政策改革大綱」が決定され、この大綱に基づき平成16年度から新たに本対策が実施されることとなった。消費者・市場重視の考え方に立ち、需要に応じた米づくりの推進を通して、地域自らの発想・戦略により水田農業の将来方向を明らかにした水田農業ビジョンを作成し、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すものである。

区分 \ 年度		14	15	16	17	18
転作等目標面積（ha）		2,097	2,192			
控除面積	転換畑等（ha）	—	—			
	加工用米契約面積（ha）	—	—			
控除後目標面積（ha）		2,097	2,192			
転作等実施面積（ha）		2,125	2,194			
	転作（ha）	2,154	2,083			
	加工用米面積（ha）	40	42			
達成率（％）		101.3	100.1			
実施農家数（戸）		4,843	4,272	3,404	4,907	4,391
水稻生産目標数量（トン）				16,856	16,771	16,687
水稻生産確定数量（トン）				10,118	14,546	12,246
水稻作付確定面積（ha）				1,865	2,697	2,265
主食用水稻作付面積（ha）				1,558	2,657	2,065
水稻作付超過率（％）				83.5	98.5	91.5

※ 平成12年度～15年度 水田農業経営確立対策
 平成16年度～18年度 水田農業構造改革対策
 （なお、16年度対策からは、水稻生産実施計画書提出者のみの実績）

⑭ 農漁業後継者の育成（担い手推進室・水産振興課）

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する組織育成やリーダー養成をはじめ、経営管理能力向上のための研修会等を実施する。

また機械、施設等の設置に対する融資制度を実施する。

⑮ みかん実験農場（生産流通課）

所在地 松尾町上松尾字筒井1093番地2

面積 総面積 3.5ha（圃場2ha：原野他1.5ha）

植栽本数 早生温州 380本 雑柑 272本

普通温州 169本 落葉果樹 75本

施設 管理棟 1棟 97.05㎡

（事務室14.9㎡、実験室29.15㎡、研修室53.0㎡）

ガラスハウス 1棟 44.71㎡

事業概要 温州みかん、中晩柑の高品質果実生産実証試験

普及奨励品種の栽培実証展示圃の設置

研修、講習、実習、講演会等の実施

学童、幼児を対象とした体験学習の受入れ

実験室及びガラスハウス



⑯ くまもと春の植木市（生産流通課地産地消推進室）

四百数十年の歴史をもつ本市恒例の「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。

平成18年度実施状況

開催期間 平成19年2月1日（水）～3月10日（金） 38日間

場 所 益城町宮園（熊本市戸島塵芥埋立地）

面 積 約45,000㎡（会場）

うち駐車場約21,000㎡

展示小間数 約522小間（1小間当たり10㎡）

うちビニールハウス184小間

出展品日 庭園樹（大物、小物）・盆栽・草花・庭石・造園・鉢類・石灯ろう・観賞魚等（約100万点）

出展業者 156業者

⑰ 市民農園（生産流通価値産地家推進室）

市民農園は、遊休農地を有効利用して自家用野菜や花をつくるなど、市民が農業との関わりを持てる場を提供し、農業に対する理解を深めてもらうとともに、利用者のレクリエーションの場や高齢者の生きがいがづくりの場として、昭和58年度より開設している。

- ・ 利用料金1区画（15㎡）5,000円
- ・ 農園数 14農園
- ・ 区画数 948区画

（平成19年4月現在）

名 称	所 在 地	区画数	名 称	所 在 地	区画数
月出山市民農園	月出3丁目2432-56外1筆	108	川尻市民農園	八幡11丁目723外1筆	46
麻生田 "	清水町麻生田1634-1	73	鶴羽田 "	鶴羽田町1117-1	67
帯山 "	帯山7丁目764	65	長嶺南 "	長嶺南8丁目1370-1	94
桜木 "	桜木4丁目54	48	中島 "	沖新町4238-2	67
柿原 "	花園7丁目1990	42	国府本町 "	国府本町75	81
花立 "	花立6丁目541-1	40	田迎 "	田迎6丁目71-1外1筆	98
高平 "	高平1丁目324-1外2筆	56	近見 "	近見4丁目228外2筆	63

イ 畜産関係（生産流通課）

畜産総合対策事業

高品質生産能力を有する家畜の生産を奨励するとともに、家畜伝染病等発生を未然に防止することで、畜産物生産基盤の確立と畜産農家の経営安定を図る。

- ・ 高品質家畜生産奨励事業
- ・ 家畜防疫確立対策事業

ウ 水産関係（水産振興課）

生産基盤の整備（漁港・漁場の整備）

安全で使い易い漁港施設の整備拡充や豊かな漁場づくりを目指して、水産基盤整備事業の長期計画に沿って漁港の基本機能施設の整備と漁場の整備・保全を行う。また、漁場の継続的な環境調査により、漁場の維持保全に努める。

- ① 地域水産物供給基盤整備（四番漁港・海路口漁港の改修等）
- ② 漁港浚渫土砂の仮置場整備
- ③ アサリ漁場整備（県営事業費の一部負担）

漁港施設（平成17年度現在）

名称	区分	所在地	種別	現 有 施 設 延 長		登録漁船数	利用漁船数
				外かく施設	係留施設		
沖 新 漁 港		沖新町	第1種	894.7 m	— m	133	0
四 番 漁 港		沖新町・畠口町	〃	1,451.7	715.6	286	419
海 路 口 漁 港		海路口町	〃	1,829.8	421.5	85	85
天 明 漁 港		川口町	〃	134	841.2	351	373
計				4,310.2	1,978.3	855	877

水産業経営安定強化

① 水産物の生産振興

水産資源の維持増殖のため、クルマエビ・ガザミなどの種苗放流やアサリ資源保護施設の設置補助、及びノリ養殖技術の指導普及により漁業生産の向上と経営の安定に努める。

② 経営の確立と担い手の育成

漁家経営の近代化と安定化を図るため、市振興資金の貸し付けにより、優良種苗の導入、漁船の建造、養殖設備の近代化等を促進している。また、次世代経営者（後継者等）に、漁業技術の研修や漁家経営安定のための情報提供を実施し、意欲と能力のある担い手の育成を図る。

エ 耕地関係（耕地課）

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に取組み、生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業を推進することにより農作業の効率化を図り、収益性の高い農業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全事業に取組む。これにより降雨時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除施設あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっているため、既存土地改良施設の更新を図る。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業（県営）

地区名 区分	画図北部地区 外1地区
総事業費	2,613百万円
事業量	排水路L=2,010m 排水機 16t
事業年度	平成3～23年
受益面積	173ha

農地防災事業（県営）

地区名 区分	除川地区
総事業費	600百万円
事業量	排水機7.3t
事業年度	平成19～22年
受益面積	173ha

経営体育成基盤整備事業（旧圃場整備）

地区名 区分	東西屋敷地区 外1地区
総事業費	2,495百万円
事業量	区画整理A=111ha
事業年度	平成14～20年
受益面積	140ha

農道整備事業（県営）

地区名 区分	上松尾2期地区
総事業費	240百万円
事業量	農道L=820m
事業年度	平成18～平成21年
受益面積	128ha

経営体育成基盤整備事業（旧土地総）

地区名 区分	供合地区 外1地区
総事業費	1,227百万円
事業量	用排水路L=16,490m 農道L=12,535m
事業年度	平成15～20年
受益面積	143ha

海岸保全事業（県営）

地区名 区分	沖新地区 外2地区
総事業費	1,322百万円
事業量	消波工等L=8,126m
事業年度	平成15～19年

農地保全事業（県営）

地区名 区分	塩屋地区 外3地区
総事業費	3,890百万円
事業量	排水路L=18,946m 水兼農道L=7,818m
事業年度	平成7～23年
受益面積	200ha

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

地区名 区分	元三地区 外7地区
総事業費	156百万円
事業量	エンジンオーバーホール他
事業年度	平成15～23年

(3) 農林漁業振興資金貸付（農業政策課・水産振興課）

ア 農林漁業振興資金貸付一覧

貸付金の種類	貸し付けをする組合等	貸し付けの対象となる事項	貸付金の限度	償還期間	転貸利率	償還方法
農林資金	農業協同組合銀行	施設資金（果樹にかかるものを除く） 温室、ハウス、灌水、加温、防除、農産物貯蔵運搬等の施設	事業費の80%以内 （共同施設については100%以内）	7年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		果樹経営安定資金 灌水、加温、防除、貯蔵運搬等の施設	事業費の80%以内 （共同施設については100%以内）	7年以内		
		農業機械資金 耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具、収穫調整用機具等	事業費の80%以内 （共同購入等については100%以内）	7年以内		
		種苗資材資金 種苗購入、資材購入等	事業費の80%以内 （共同購入等については100%以内）	5年以内		
		農作物生産基礎条件整備資金 天地返し、暗きよ、客土等	事業費の80%以内 （1ha以上の面的事業については100%以内）	3年以内		
農業及び漁業後継者育成資金	農業協同組合銀行	農業及び漁業後継者が新しく実施する家畜、種苗養殖用雑魚、資材、機械等の購入及び施設の設置等	1人につき300万円以内	3年以内 （100万円を超える額の貸付については、5年以内）	無利子	元金均等年賦払
畜産資金	農業協同組合銀行	種畜導入資金	乳牛（牝） 1頭につき35万円以内	4年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
			繁殖肉牛 1頭につき35万円以内			
			馬1頭につき35万円以内	3年以内		
		豚1頭につき10万円以内				
		家畜導入資金	肉用牛1頭につき35万円以内 肉用雄子牛1頭につき10万円以内 肉用馬1頭につき35万円以内 豚1頭につき2万円以内	3年以内		
			畜産施設資金 畜舎の新築・改造又は器具の購入等			
畜舎ふん尿処理施設資金	7年以内	無利子				
畜舎移転資金	7年以内					
水産資金	農業協同組合銀行	資材種苗（海面）	1件につき100万円以内	2年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		機械器具（Ⅱ）	1件につき200万円以内	5年以内		
		養殖施設（内水面）	1件につき100万円以内	3年以内		
		種魚（Ⅱ）	1件につき100万円以内	2年以内		
		稚魚（Ⅱ）	1件につき100万円以内	2年以内		
		漁船建造	1件につき500万円以内	5年以内		

イ 貸付状況

資金名	15 年 度		16 年 度		17 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	千円	件	千円	件	千円
農 林 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
果 樹 経 営 安 定 資 金	0	0	0	0	0	0
農 業 機 械 資 金	8	13,220	3	6,000	3	5,940
農 林 種 苗 資 材 資 金	2	4,200	0	0	0	0
農作物生産基礎条件整備資金	0	0	0	0	0	0
農業及び漁業後継者育成資金	29	54,550	27	51,200	20	41,790
種 畜 導 入 資 金	2	1,750	1	700	1	1,050
家 畜 導 入 資 金	1	4,800	1	4,800	1	4,800
畜 産 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
畜産ふん尿処理施設資金	0	0	2	2,000	0	0
畜 舎 移 転 資 金	0	0	0	0	0	0
資 材 種 苗 資 金	69	63,000	72	63,000	71	63,000
機 械 器 具 資 金	25	35,000	27	35,000	28	37,000
養 殖 施 設 資 金	2	2,000	0	0	0	0
種 魚 ・ 稚 魚 資 金	6	6,000	0	0	0	0
漁 船 建 造 資 金	10	24,900	11	30,000	16	32,000
農漁業生活環境整備資金	0	0	0	0	0	0
災 害 対 策 資 金	0	0	0	0	0	0
合 計	154	209,420	144	192,700	140	185,580

3 食肉センター（食肉センター）

（1）概 況

食肉センター（卸売市場）は、昭和13年に熊本市営と畜場として設置し、昭和40年に名称を「熊本市食肉センター」に変更するとともに、食肉卸売市場を開設しました。現在、本県内外の衛生的かつ安全な食肉の供給とともに、食肉流通拠点としての機能・役割を担っている。

近年、と畜頭数の減少などに伴う厳しい経営状況の中、食肉センターの今後のあり方を検討している。

（2）施 設

所 在 地 南熊本2丁目3番1号

昭和13年 9月（熊本市営と畜場を設置する）

昭和40年 4月（熊本市食肉センターと名称変更する）

昭和40年10月（熊本市食肉卸売市場を開設する）

昭和48年 1月（指定市場「熊本市食肉地方卸売市場」となる）

建 築 面 積 鉄筋一部木造 2,909.62㎡

敷 地 面 積 10,454.78㎡

施 設 名 称	構 造	面 積	能 力	備 考
食肉センター事務所	木造瓦葺2階建	268.9㎡		1階139.9㎡ 2階129㎡
懸 肉 室	鉄筋コンクリート、一部	475.9		
食 肉 卸 売 場	屋根鉄骨コンクリート	293.6		昭和48. 7 冷房設備
冷 蔵 庫	〃	481	豚換算 775頭	昭和39.12 192㎡設置 昭和42.11 240㎡増設 昭和55. 3 34㎡増設 平成 6. 3 15㎡増設
と 室	〃	838.1		昭和40. 4 解体室666.1㎡ 内臓処理室177㎡
け い 留 所	〃	478.9		昭和55. 7 小動物けい留所411.8㎡ 大動物けい留所 67.1㎡
浄 化 槽	活性汚泥方式	720	日間処理 能力 750t	昭和40. 3 250t 設置 昭和42. 6 250t 増設 昭和48.10 250t 増設
簡 易 焼 却 炉		40.2	1基	平成 8. 3 150K/時
控 室	木造瓦葺	48		平成 8. 3 改造

(3) と畜頭数

(単位: 頭)

年 度 区 分	14	15	16	17	18
牛	8,085	9,190	9,201	9,301	9,181
馬	4,191	4,195	4,328	4,278	4,057
豚	47,072	45,314	42,119	39,540	38,819
細山羊	0	0	0	0	0
計	59,348	58,699	55,648	53,119	52,057

(4) 使用料及び手数料

(単位: 円)

区 分 使用料 手数料	牛	馬	豚				牛 60kg 以下	幼 駒	緬山羊		改正年月日
			一般		大貫				20kg 以上	20kg 以下	
			湯はぎ	皮はぎ	湯はぎ	皮はぎ					
と畜解体等手数料	3,100	3,100	1,064	1,146	1,476	1,630	1,250	1,450	650	550	平成 8. 4. 1
内臓洗い手数料	2,000	1,500	洗い140		ボイル80		1,000	750	140	140	平成 8. 4. 1
と畜場使用料	1,100	1,100	600				250	450	150	50	昭和58. 4. 1
検 査 手 数 料	400	400	200				100	300	200	200	平成12. 4. 1
冷蔵庫使用料	180	180	90				90	90	90	90	昭和58. 4. 1
市 場 使 用 料	売上金の 1,000分の2										昭和48. 4. 1

4 観 光 政 策（観光政策課）

（１）概 況

「森と水の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また67万人の人口を擁し、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

熊本市は、九州の中央に位置し、東に「阿蘇くじゅう」、西に「雲仙天草」の二大国立公園を配する地理的特性を活かすとともに九州新幹線の開業を追い風として、九州の縦のルート、横のルートを結ぶ広域観光に取り組んでいる。また、平成6年には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開を図っている。

平成15年9月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議され、市民が誇りを持ち、そして国内外からの観光客の方々に心地よく滞在していただくよう”おもてなしの心”を大切にし、個性豊かな観光都市の実現を目標としたまちづくりに取り組んでいる。

特に、平成16年3月に策定した、まちづくり戦略計画において、「人々が集う元気なまち」を実現するため、「KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立」を掲げている。この「KUMAMOTOブランドの確立」のために、特に重点的に観光コンベンションの振興を基本方針として施策の展開を図る。

（２）観光客の動向

年度 \ 項目	観 光 客 数	対 前 年 比	宿 泊 客 数	滞 留 率
14	4,457千人	98.8%	1,825千人	40.9%
15	4,224	94.8	1,736	41.1
16	4,125	97.7	1,743	42.3
17	4,115	99.8	1,757	42.7
18	4,292	104.3	1,843	42.9

（３）観光・コンベンションの誘致

ア 観光客誘致対策事業

広報宣伝

- ・関西、山陽道、四国、福岡等において、各種広報媒体を活用した広報宣伝
- ・観光ガイドブック等の各種印刷物の作成
- ・観光ホームページ「満遊！くまもと」による情報発信
- ・くまもとフィルムコミッションへの支援

広域観光ネットワーク推進

九州内の主要都市との共同事業により、国内外に対して観光ルートの開発・広報宣伝を行う。また県内においても、阿蘇・天草地域と連携した広域観光PRを行い更なる観光客誘致に取り組む。

- ・九州縦断県都観光ルート協議会（3市：熊本・福岡・鹿児島）
- ・東・中九州観光ルート協議会（4市：熊本・北九州・大分・別府）
- ・九州観光都市連盟（31市2町）

- ・阿蘇・熊本・天草観光推進協議会（3市：熊本・阿蘇・天草）
- ・熊本北部エリア広域観光推進協議会（2市2町：熊本市・玉名市・玉東町・植木町）
- ・熊本県観光連盟（熊本県14市29町5村202団体）

都市間観光交流

姉妹・友好都市とそれぞれのまつりを通じて相互交流を行うとともに、本市の観光PRを行う。

- ・福井市「越前時代行列」への参加
- ・世田谷「ふるさと区民まつり」への参加

修学旅行・宿泊観光誘致

- ・修学旅行及び宿泊観光客誘致を行う熊本市観光誘致推進協議会への支援

国内観光客誘致

大阪、山陽道主要都市、松山市等において本市の観光地やイベント情報等の観光宣伝を行い、国内観光客誘致を図る。また、団塊の世代を取り込むため首都圏でのキャンペーンを実施。

イ 海外観光客誘致対策事業

国際観光客誘致

- ・韓国・台湾における海外観光展への出展及び観光プロモーション事業
- ・韓国蔚山広域市との観光交流

ウ コンベンション誘致対策事業

コンベンション協会への支援

財団法人熊本国際観光コンベンション協会が実施するコンベンション・観光客誘致事業等を支援し、本市の観光の振興を図る。

（４）観光・コンベンション受入機能の拡充

ア 観光客受入対策事業

熊本駅総合観光案内所・観光情報センター・外国人観光案内所の運営
観光流動調査の実施

観光案内標識整備

観光地を紹介するための各種案内板や目的地への円滑な誘導を図るための案内標識の整備を行う。

熊本城周遊バスの運行

熊本駅を基点とし、熊本城をはじめとする周辺の観光・文化施設を結ぶ熊本城周遊バスの運行を補助し、観光客の利便性向上を図る。また、定期観光バスに対する運営補助を実施。

イ 観光イベント関連事業

祭り・伝統芸能の継承

・火の国まつり

郷土色豊かな市民総参加のまつりとして親しまれてきた「火の国まつり」も本年で第30回目を迎える。
市民のまつり、さらには観光のまつりとして、地域経済の活性化と観光振興につなぐべく盛大に開催する。

名 称	「第30回 火の国まつり」
期 間	平成19年8月10日（金）、11日（土）の2日間
主 催	火の国まつり実行委員会、熊本市
会 場	熊本城二の丸広場、熊本市役所周辺 他

月日	8月10日（金）	8月11日（土）
主 要 行 事	・開幕式典・希望の火採火式（熊本城二の丸広場） ・FMKオープニングステージ（熊本城二の丸広場） ・TKU納涼花火大会（熊本城二の丸広場）	・火の国Dance Splash 2007（センターコート・びぶれす広場） ・まつり交流都市観光コーナー（センターコート） ・火の国観光ステージ（びぶれす広場） ・おてもやん総おどり（熊本市役所周辺）

・夜の魅力づくり

熊本城長堀前に走馬灯による装飾を行い、新たな観光素材の創出を図る。



（5）観光資源の魅力向上

ア 観光施設整備事業

観光施設の維持管理

峠の茶屋公園、岩戸の里公園、野出の峠の茶屋公園、九州自然歩道利用拠点施設、九州自然歩道等の維持管理を行う。

イ 物産振興事業

熊本市物産振興協会等への支援、熊本県物産振興協議会での大阪物産展の開催などを行い、本市の物産品の宣伝及び販路拡大を図る。

また、KUMAMOTOよかみやげコンクールを開催し、物産の振興と開発を図る。

(6) 熊本国際観光コンベンション協会

名 称 財団法人熊本国際観光コンベンション協会
 設 立 年 月 日 平成3年11月1日
 目 的 熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、コンベンション及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。
 事 業 コンベンションの誘致及び支援
 観光客の誘致及び受け入れ
 コンベンション及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝
 コンベンション及び観光の企画及び調査
 コンベンション及び観光に関する情報の収集及び提供
 コンベンション及び観光に関する人材の育成及び啓発
 観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営等
 事務所の所在地 花畑町7番10号 産業文化会館
 基 本 財 産 平成18年度末 1,016,200,000円
 (民間 316,200,000円)

コンベンション開催状況

年 度	14	15	16	17	18
件 数 (件)	349	309	292	304	348
人 員 (人)	150,298	141,652	114,711	144,546	149,750

(7) くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。なお、平成17年4月から民間事業者のノウハウを生かした管理運営を行うため、指定管理者制度を導入している。

所 在 地 川尻1丁目3番58号
 敷 地 面 積 898.18㎡
 駐 車 場 面 積 1,963㎡
 建 物 面 積 1,646㎡
 開 設 年 月 日 平成3年7月30日
 建 設 費 530,072千円
 増 築 年 月 日 平成13年4月3日
 建 設 費 127,467千円
 主 な 設 備 実演工房、創作工房、料理工房、企画展示室、ラウンジ、展示販売コーナー
 自 主 事 業 伝統工芸品から現代工芸品まで、熊本市工芸産業振興協会会員の作品を常設展示している
 ほか、伝統工芸月間事業、自主イベント等を開催
 夏休み体験教室、工芸教室（陶芸教室他）等、各種クラフト教室を実施。

(8) 名所旧跡及び観光施設

ア 水前寺成趣園

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、細川家3代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、細川家5代綱利が現在のような大規模庭園に改修し成趣園（約73,000㎡）と名づけた。この庭園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、阿蘇の伏流水と言われる清らかな湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出て、観光客、市民の憩いの場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに 流るるからに 春の水」と詠んでいる。

イ 北岡自然公園

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治4年に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある3代忠利及び4代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鷗外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

ウ 立田自然公園

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、2代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ 本妙寺

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約2km、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた宝物館、清正に殉死した大木土佐守や金宣の墓などがある。7月23日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

オ 峠の茶屋公園

明治30（1897）年、文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この2つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がな い」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

カ 武蔵塚

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を肥後で送り、その生涯を千葉城跡（現在のNHK）で閉じた。その墓は、江戸参勤交代の威儀を拝したいという武蔵生前の希望により、大津街道沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は大規模な改良整備のもと、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ 霊巖洞岩戸観音・五百羅漢

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が「兵法五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本の商人淵田屋儀平が石工了善に24年の歳月を費やし彫らせたと伝えられている五百羅漢もある。

5 動植物園（動植物園）

（1）概 要

熊本市動物園は、昭和4年、水前寺公園の東側に開園以来市民の憩いの場として親しまれてきたが周辺の都市化と、敷地の拡張も困難となったことから昭和44年現在地に移転し、平成3年には、隣接地に整備を進めていた都市緑化植物園と一体となり熊本市動植物園が誕生し、多くの人々に愛され親しまれている。

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存、環境教育の場として、動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっているが、動物園施設は既に38年を経過し、施設の老朽化が著しく、市民ニーズの変化と多様化に対応するためにも、動物の魅力的な行動展示を実現できる再編整備を図る必要があることから、平成19年から2カ年にわたりエントランスやサル舎等の整備を行っていくこととしている。

平成17年4月に開設した動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」は、遊びながら学べる場として賑わっており、ふれあいイベントも好評である。併せて、飼料代を支援していただくことを通して動物に愛着を感じてもらう「動物サポーター制度」の事業推進を図るとともに、パソコン学習にも活用できるホームページによる情報発信をはじめとする教育普及活動も積極的に展開している。

（2）施設概要

所在地	健軍5丁目14番2号				
敷地面積	244,992,901㎡				
開園年月日	昭和4年7月26日（昭和44年7月1日移転開園、平成3年4月1日に動植物園新設）				
飼育動物	ほ乳類	50種	331点	鳥類	63種 660点
	爬虫類	17種	115点	両生類	0種 0点
	計 130種 1,106点（平成19年7月末現在）				
植物園	花壇	4,300㎡	芝生	29,150㎡	バラ 200㎡
	高木	8,614本	低木	34,881本	生垣 406m
	地被類	441㎡	花の休憩所	339種	3,690点（平成19年7月末現在）
動物資料館	竣工	平成元年7月31日			
	落成	平成元年9月30日			
	建築面積	1,634.55㎡			
	床面積	1,288.318㎡			
	構造	鉄筋コンクリート造平家建			
	主要施設	常設展示室 特別展示室 レクチャールーム 研究室 ロビー（江津湖に住む魚類の水槽）			
	総工費	500,000千円			
花の休憩所	竣工	平成3年3月25日			
	落成	平成3年10月1日			
	建築面積	2,706.538㎡			
	床面積	2,388.773㎡			
	構造	鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造			
	主要施設	展示室 ガイダンス			
	総工費	1,280,000千円			
飼育管理センター					
	竣工	平成8年5月15日			
	落成	平成8年7月15日			

建築面積 446.42㎡
 床面積 672.38㎡
 野外放飼場 105.40㎡
 構造 鉄筋コンクリート造2階建
 主要施設 診察室 手術室 検疫室 解剖室 研修室 検査室等
 総工費 290,000千円

緑の相談所 竣工 昭和60年10月7日
 建築面積 1,078.162㎡
 床面積 1,079.199㎡
 構造 1F 鉄筋コンクリート造
 2F 鉄骨造
 主要施設 相談室 会議室 試験室 事務室
 総工費 300,285千円

遊戯施設 ディスク・オー、ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、メロディペット、
 スーパーバイキング、新幹線、ティーカップなど

駐車場 普通車 860台 バス17台

入園料 (平成9年10月改訂)

	〔個人〕	〔団体〕	
大人・高校生	300円	240円	
小・中学生	100円	80円	(ただし、市内の小・中学生は名札 又は生徒手帳持参の場合、無料)
幼児	無料		

利用状況

区分 年度	入園者数(人)	入園料(円)	施設利用料(円)
14	733,093	90,400,580	179,320,400
15	715,477	89,141,280	167,082,431
16	646,050	83,604,000	149,513,840
17	579,347	85,484,160	142,686,300
18	613,358	91,085,120	170,657,470

6 熊 本 城

(1) 熊本城のあゆみ(熊本城総合事務所)

加藤清正が、関ヶ原の戦いのあと、慶長6年(1601年)より7カ年の歳月をかけ完成させた熊本城は、豪壮な天守閣や独得の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、240年を経て明治に至る。

築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず位置を肥後平野をのぞむ茶臼山に選定し、平野にひろがる城下町をも城郭とする平山城の形式とした。また防備の面では、清正石垣と呼ばれる堅固で特異の勾配を持った石垣をめぐらし、籠城を考慮しての城内120カ所余の井戸、成長の早い榎や棕の植樹、畳の芯に食糧となる芋の茎を使うなど数々の配慮がみられる。このようにして築かれた熊本城は、周囲5.3kmに及び、櫓49、櫓門18、城門29を数えたと言われるが、惜しくも明治10年の西南の役で天守閣や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和35年8月清正公350年祭と市制70年を記念して総工費1億8,000万円をもって天守閣が再建された。昭和56年1月には西南の役100周年記念事業として西大手櫓門が復元されており、平成元年には市制施行100周年を記念して60年ぶりの宇土櫓の大規模修復及び数寄屋丸二階御広間の復元工事が完了した。

そして、平成10年から本格的な歴史的建造物の復元に着手、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓が既に完成し、現在、本丸御殿大広間の復元を進めている。

(2) 整備振興(熊本城総合事務所)

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核となる熊本城は、貴重な歴史文化遺産としてはもとより、本市最大の観光資源として、更には「森の都」を印象づける緑の拠点として、今日まで市民や訪れる多くの人々に愛され続けてきた。

そこで、これまで熊本城の保全・復元に努めてきたが、今後は、市民に地域の誇りと心のゆとりを提供する場としての価値をさらに高めるため、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図る。

復元整備

① 整備方針

- ・歴史的建造物の保存と復元

史料に基づき、歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める。

- ・都市の潤い空間としての環境整備

熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める。

- ・サービス空間の創出

史跡に配慮しながら、便益施設を充実させるとともに、歴史を学び、体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める。

② 整備手法

- ・城域のゾーニング

城域を、本丸(保存・復元ゾーン)、二の丸(緑の遊園ゾーン)、三の丸(歴史・学習体験ゾーン)、古城(エントランスゾーン)、千葉城(文化交流ゾーン)の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進める。

- ・整備期間

短期・中期・長期に分けて整備を進めることとし、短期的には、築城400年にあたる平成20年春の一般公開に向け、天守閣へ至る通路(関り通路(くらがりつうろ))の上に建てられていた本丸御殿大広間・大台所等を復元する。

③ 熊本城復元整備基金

市民総参加のもと、復元整備を進めるために、平成１０年４月創設。広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とする。

・募金実施期間 平成１０年４月１日～平成１９年３月３１日

募 金 状 況

年 度	12	13	14	15	16	17	18	累 計
城主数（人）	2,056	1,701	1,871	1,312	1,385	2,327	7,754	27,156
募金額（円）	106,226,777	73,853,562	198,476,666	98,015,883	85,658,749	104,181,469	256,830,211	1,206,565,996

（３）施設管理（熊本城総合事務所）

ア 重要文化財

名 称	面 積	高 さ	長 さ	摘 要
宇 土 櫓	914.65 m ²	19.5 m	242.44 m	三層櫓（内部五階、地下一階）
長 堀		2.0		
田 子 櫓	49.96	6.23		単層櫓
七 間 櫓	66.99	5.06		〃
十 四 間 櫓	162.11	5.72		〃
四 間 櫓	46.49	5.96		〃
源 之 進 櫓	108.40	北 5.602 南 6.122		単層矩折櫓
東十八間櫓	234.70			単層櫓
北十八間櫓	144.37			単層矩折櫓
五 間 櫓	35.37			単層櫓
平 櫓	111.17			〃
監 物 櫓	140.33			〃
不 開 門	39.01	5.72		脇戸付櫓門

入 園 料 高校生以上 500円 (団体割引 30人以上2割引)
小中学生 200円

※ ただし、幼児および市内の小・中学生・65才以上の市民については無料
旧細川刑部邸との共通券 大人 640円 小中学生 240円
熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円(高校生以上)

開 園 時 間 午前8時30分～午後6時(4月～10月) 午前8時30分～午後5時(11月～3月)
(ただし、入園は30分前締切)

休 園 日 年末(12月29日～12月31日)

利用状況

年度	区分	入 園 者 数	入 園 料
14		934,875	324,598,620 円
15		775,128	291,076,400
16		752,763	279,892,530
17		825,807	305,859,430
18		988,434	370,918,080

駐 車 場 二の丸駐車場 バス60台、普通車160台
三の丸駐車場 バス10台、普通車123台
宮内駐車場 普通車41台
桜の馬場駐車場 普通車168台

イ 旧細川刑部邸

概 要

旧細川刑部邸は、正保3年(1646年)肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成2年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約4カ年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成6年1月15日から一般公開されている。昭和60年に熊本県重要文化財の指定を受けている。

施 設 内 容

所 在 地 古京町3番1号
開 設 年 月 日 平成6年1月15日
敷 地 面 積 20,000 m²
建 物 面 積 1,058.86 m²
建 物 延 面 積 1,343.20 m²
構 造 木造平家建(一部2階建)
主 要 施 設 主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室
開 館 時 間 午前8時30分～午後6時(4月～10月) 午前8時30分～午後5時(11月～3月)
(ただし、入館は30分前締切)
休 館 日 年末(12月29日～12月31日)

入館料並びに
施設使用料

高校生以上 300円 (団体割引30人以上2割引)
小中学生 100円

ただし、幼児および市内の小・中学生・65才以上の市民については無料

熊本城との共通券 大人640円 小中学生240円

熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円

喜遊亭(茶室) (午前) 2,700円 (午後) 3,800円

庭園 1㎡ 1日につき36円

利用状況

年 度	14	15	16	17	18
来 館 者 数 (人)	28,222	32,924	30,982	29,509	35,391
茶 室 使 用 件 数 (件)	1	0	0	0	0
入館料・施設使用料 (円)	6,257,860	6,348,040	5,958,160	5,389,830	6,624,400

ウ 肥後名花園

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粹品種をより多く後世に残すため、昭和48年に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥 後 菊	正式5間花壇に50品種を栽培	観賞 11月中旬
肥 後 花 菖 蒲	7間花壇5段に97品種700株を植え付け	観賞 6月上旬
肥 後 朝 顔	19品種を500鉢に栽培	8月に展示会
肥 後 芍 薬	7間花壇4段に25品種70株を植え付け	観賞 5月上旬
肥 後 椿	約900㎡の面積に51品種190本を植え付け	観賞 3月
肥 後 山 茶 花	約360㎡の面積に14品種73本植え付け	観賞 11月中旬

(4) 熊本城築城400年祭（築城400年記念事業室）

平成19年（2007年）の熊本城築城400年という記念すべき年を契機に、復元整備により蘇る熊本城の素晴らしさと、歴史に培われた文化、豊かな自然に育まれた熊本の魅力を、広く全国に発信する熊本城築城400年祭を開催する。

熊本城築城400年祭では、築城400年を祝う一過性の催としてではなく、継続的に熊本の魅力を発信する事業を展開し、熊本経済界・文化関係者など熊本の英知を結集するとともに、広く市民参画を募り、熊本の新たな風物詩を創造する事業として展開する。

基本方針 九州新幹線全線開通を見据え、熊本の魅力を発信する契機となる次の4本の柱を基本に催事を展開する。

- ・ 熊本の魅力創造発信
- ・ 熊本文化の復興発信
- ・ 経済産業の元気発信
- ・ 地域交流の発信

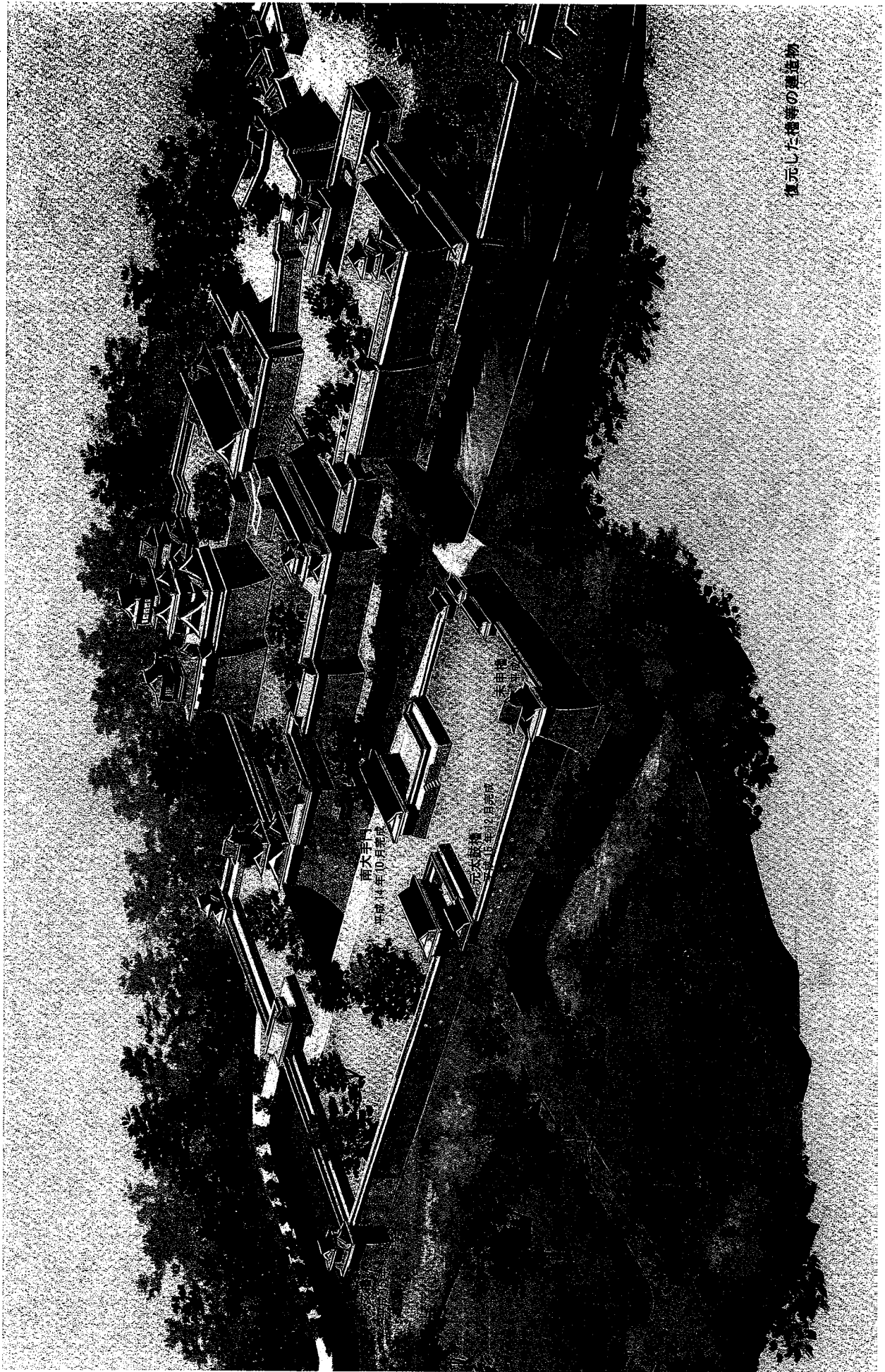
開催期間 平成18年12月～平成20年5月

及び開催内容 ○プロローグ 夜明け（平成18年12月31日～平成19年1月3日）
・ Lighting Symphony ～音と光の華舞台～ ・ 創作舞台「清正公 新春の言祝ぎ」 など
○第1章 花絵巻（平成19年3月24日～4月8日）
・ 大園遊会 ・ 熊本城観桜大茶会 ・ 熊本城花市 ・ 合同華展 ・ 熊本城桜ステージ など
○第2章 春絵巻（平成19年4月28日～5月6日）
・ 熊本城矢旗まつり ・ 忍者劇「火の国の城」 ・ ブルーインパルス の祝賀飛行 など
○第3章 夏絵巻（平成19年8月1日～8月31日）
・ 野外コンサート ・ 真夏の夜の怪談話 ・ 熊本城シネマウィーク など
○第4章 秋絵巻（平成19年10月12日～10月28日）
・ 城下町 夢のステージ ・ 市民ステージ ・ 熊本城薪能 ・ 熊本城と西南戦争シンポジウム など
○第5章 冬絵巻（平成19年12月31日～平成20年1月3日）
・ 500年へのカウントダウン ・ 創作舞台「清正公 新春の言祝ぎ」 ・ 迎春催事 など
○エピローグ 未来へ（平成20年3月22日～5月5日）
・ 本丸御殿落成 ・ 大園遊会 ・ 伝統的舞台芸術の披露 など
※イベント内容は8月現在の予定であり、変更になる場合がある。

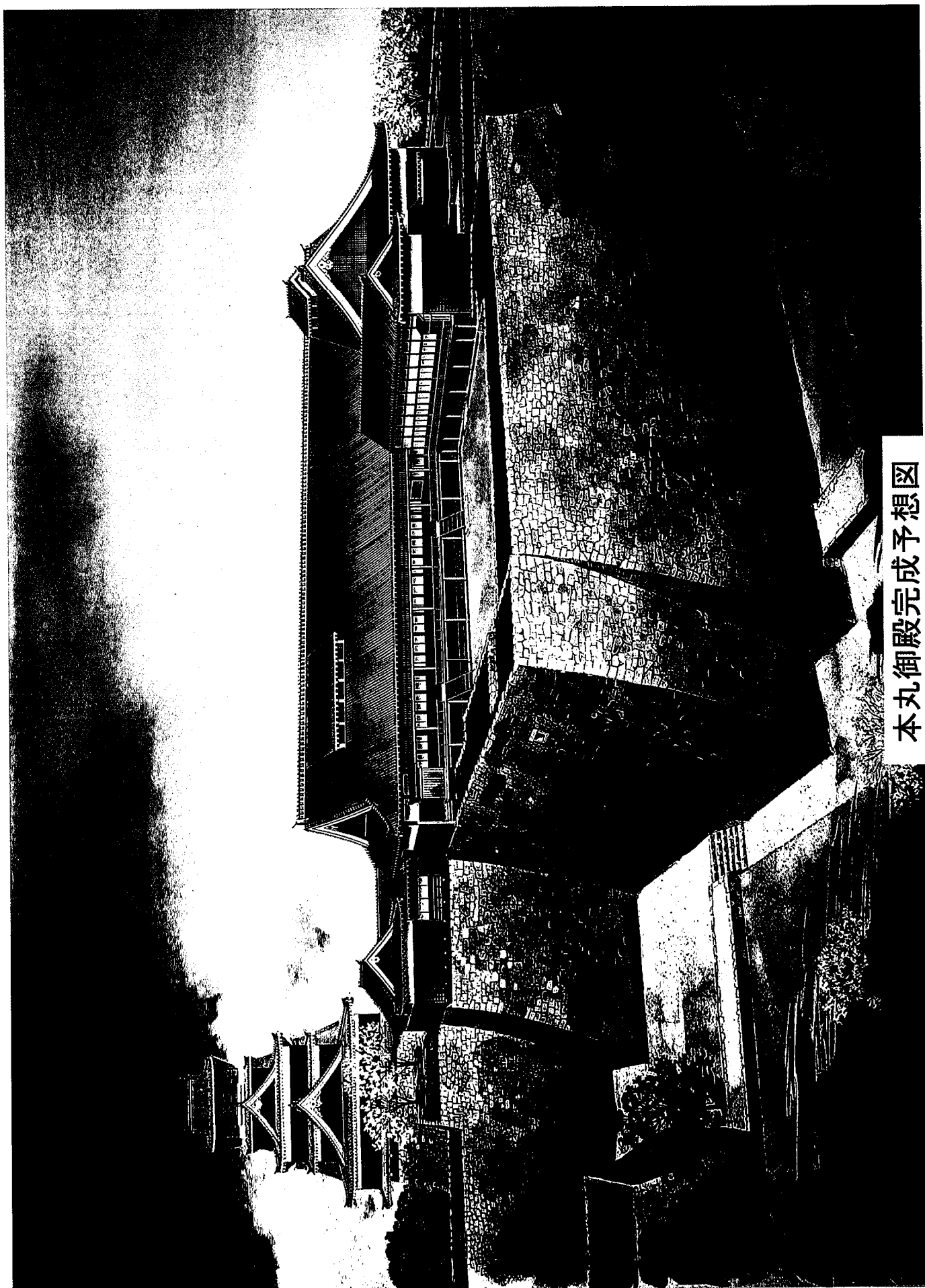
実施主体 熊本城築城400年記念事業実行委員会・熊本市

主な会場 熊本城一帯

その他 事業実施にあたっては、市民をはじめ各種団体、民間事業所、学校、学識経験者、文化・スポーツ関係、マスコミ関係、ボランティア等の参加協力を得て展開する。また、熊本城築城400年祭の開催を機に、熊本の歴史と伝統を育む地域、事業所、商店街、学校、各種団体等による新たなコミュニティの創造を目指す。



復元した檀越の建造物



本丸御殿完成予想図

7 競 輪 事 業（競輪事務所）

（１）概 要

本市競輪事業は昭和25年7月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和37年4月自転車競技法の恒久立法化、同年10月競技実施団体としての自転車競技会が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれた。

全国の公営競技の売上は、競輪に限らず減少傾向にある。そのような中で、本市競輪事業は、記念競輪開催時の場間場外発売のみではなく、普通競輪開催時にも場間場外発売を展開させるなど売上の増加を図っている。

その一方で、ファンサービスの充実、魅力あるレースの提供、特別競輪の誘致など、ファンのニーズに応じた事業展開を行っている。

事業発足より現在までにおける売上額は、総額8,377億円余、熊本市財政への繰出金総額は628億円余の巨額に上り土木、教育、住宅等の公共施設の建設、福祉の充実等の貴重な自主財源として本市の財政に多大な貢献をしている。

現在の競輪事業を取り巻く状況は非常に厳しいが、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。

（２）施 設

所 在 地	水前寺5丁目23番1号		
開 設 年 月	昭和25年7月		
敷 地 面 積	43,181.63㎡	競争路1周500m	
駐 車 場	20,842.35㎡	(1,210台収容)	
投 票 所	8ヵ所	窓口	176
支 払 所	8ヵ所	窓口	35
観 覧 席 定 員	12,000人	一 般	3,300人
		立 見	7,065人
		特別観覧席	1,635人

(3) 競輪事業の実績

区 分 \ 年 度	14	15	16	17	18
開 催 回 数	12	12	12	12	12
開 催 日 数	70	70	70	70	67
入 場 者 数	250,822	223,240	204,081	192,523	174,940
収 入	千円	千円	千円	千円	千円
入 場 料 (普通席)	12,541	11,162	10,204	9,626	8,747
〃 (特別席)	41,948	36,877	27,418	15,490	13,431
車 券 発 売 金	35,228,730	14,449,911	16,158,275	18,679,648	17,296,168
そ の 他 の 収 入	702,206	731,214	837,793	922,263	894,231
前 年 度 繰 越 金	322,090	148,919	185,592	472,740	1,111,070
支 出					
経 常 経 費	218,415	166,364	178,212	175,528	182,521
開 催 経 費	32,472,526	14,051,184	15,470,621	17,704,214	16,439,280
交 付 金	2,015,396	609,521	689,694	818,734	732,294
施 設 関 係	752,260	215,423	208,016	190,222	166,024
一 般 会 計 繰 出 金	700,000	150,000	200,000	100,000	500,000

(4) 競輪事業収益金の使途

区分 \ 年度	土木・住宅 関 係		民 生 関 係		教 育 関 係		衛 生 関 係		災害復旧 工事関係		そ の 他		合 計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
14	131,320	18.8	424,970	60.7	76,160	10.8	24,920	3.6	0	0	42,630	6.1	700,000	100.0
15	27,090	18.1	92,055	61.4	19,005	12.7	2,700	1.8	0	0	9,150	6.1	150,000	100.0
16	19,120	9.6	139,440	69.7	21,440	10.7	3,120	1.6	4,620	2.3	12,260	6.1	200,000	100.0
17	9,350	9.4	71,230	71.2	12,450	12.5	1,040	1.0	0	0	5,930	5.9	100,000	100.0
18	58,650	11.7	355,750	71.2	47,650	9.5	6,150	1.2	0	0	31,800	6.4	500,000	100.0

8 農 業 委 員 会（農業委員会事務局）

農地等利用関係の調整

ア 農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係申請処理状況（平成18年度）

（単位：㎡）

農 区	項 目 農区名	農地法第3条				農地法第4・5条								農地法第20条		非農地証明		そ の 他	合 計							
		(所有権移転)		(使用貸借権・賃借 権の認定・移転)		件数		面 積		件数		面 積		件数		面 積		件数		面 積		件数	件数		面 積	
件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積			
1	上 熊 本	1	829			51	21,776	17	8,261	32	13,400	2	115							52	22,605					
2	白 坪					19	7,536	8	3,867	10	8,665	1	4							19	7,536					
3	本 山					15	6,083	3	1,946	12	4,137									15	6,083					
4	面 岡	5	17,735	4	8,766	61	52,219	7	5,157	54	47,062			5	9,261					75	87,981					
5	健 軍			1	4,345	37	17,384	20	11,364	17	6,020									38	21,729					
6	清 水	2	2,546	1	2,261	66	31,462	20	15,376	44	15,846	2	240	3	2,792					72	39,061					
7	力 合	37	28,922	4	6,278	60	32,946	13	4,826	46	28,116	1	4	2	758					103	68,904					
8	日 吉	2	6,981	1	8,030	38	18,155	10	6,716	27	11,045	1	394	2	2,295					43	35,461					
9	出 水			2	6,293	51	23,464	21	9,814	29	13,631	1	19	1	766					54	30,523					
10	川 尻			1	10,076	14	4,353	5	1,748	9	2,605			1	2,263					16	16,692					
11	田 迎	4	4,367	1	2,252	51	22,991	21	11,655	30	11,336			2	5,902					58	35,512					
12	御 幸	17	24,654			17	20,941	6	5,519	11	15,422			8	15,686					42	61,281					
13	池 上	7	8,345	1	8,280	12	3,333	4	1,128	7	2,191	1	14	2	4,338	1	115			23	24,411					
14	城 山	4	5,479	3	6,703	42	52,066	5	1,066	37	51,000			6	5,206					55	69,454					
15	秋 津			1	1,143	33	34,429	12	8,144	19	9,039	3	17,246	1	1,143					35	36,715					
16	松 尾	3	1,891	4	19,090	10	13,475	2	1,638	8	11,837			2	5,632					19	40,088					
17	小 島	6	6,035	3	19,261	5	2,350	1	150	4	2,200			2	3,122					16	30,768					
18	龍 田	2	1,712			52	26,930	16	9,994	35	16,308	1	628	4	21,048					58	49,690					
19	中 島	16	37,354	4	17,058	13	7,040	4	947	9	6,093			1	1,702	1	718			35	63,872					
20	供 合	6	11,377	4	22,112	8	3,545	2	859	4	2,333	2	353	3	3,855					21	40,889					
21	広 畑	1	833	2	7,798	43	39,140	12	9,835	29	26,820	2	2,485							46	47,771					
22	小山戸島	15	17,568	5	33,895	56	80,049	13	16,018	41	63,962	2	69	5	26,805	1	1,529			82	159,846					
23	西 里	27	59,098	6	45,046	28	17,263	6	4,462	13	5,524	9	7,277	2	3,935	3	1,114			66	126,456					
24	川 上	9	11,862	4	26,313	49	26,269	11	6,718	37	18,500	1	1,051	1	1,751					63	66,195					
25	河 内	22	39,229	2	4,420	18	3,136	2	285	15	2,739	1	112			2	211			44	46,996					
26	芳 野	14	41,036			12	5,368	3	1,484	9	3,884					2	6,561			28	52,965					
27	八 分 字	9	12,702	5	27,725	26	13,667	12	7,804	12	4,960	2	903	4	10,147					44	64,241					
28	藤 富	11	10,233	3	3,403	2	370	1	62	1	308			9	13,352	2	189			27	27,547					
29	並 建	10	14,079	1	2,918	12	2,734	2	693	9	2,032	1	9	12	15,652	3	249			38	35,632					
30	中 緑	3	10,516	2	6,006	3	1,128			3	1,128									8	17,650					
31	銭 塘	7	21,540	6	48,547	8	5,585	1	109	7	5,476			5	8,142	1	491			27	84,305					
32	奥 古 岡	1	1,814			3	1,066	1	483	2	583			1	528	1	82			6	3,490					
33	海 路 口	9	34,097			5	2,017			5	2,017			4	7,306					18	43,420					
34	川 口	1	2,503			6	579	3	440	2	110	1	29	1	4,589	1	621			9	8,292					
合 計		251	435,337	71	348,019	926	600,849	264	158,568	629	411,329	33	30,952	89	177,976	18	11,880			1,355	1,574,061					

農地法第4・5条・許可不要用途別転用実績

(平成18年度)

		合 計				比 率 (%)
		件 数	面 積 (㎡)			
			田	畑	計	
住宅用地	農 家 住 宅	23	9,289	4,279	13,568	2.26
	一 般 個 人 住 宅	324	71,753	59,059	130,812	21.77
	集 団 住 宅、その他	308	56,380	163,404	219,784	36.58
	小 計	655	137,422	226,742	364,164	60.61
農・林・漁・工業用地	農 林 漁 業 用 施 設	25	5,411	11,722	17,133	2.85
	釅 業	1		7,655	7,655	1.27
	建 設 業	6	1,924	3,822	5,746	0.96
	金 属 機 械 工 業	2	446		446	0.07
	化学・紙パルプ工業					
	繊維・食料品工業					
	電気・ガス・水道事業	2	17,246		17,246	2.87
	そ の 他	5	2,869	425	3,294	0.55
	小 計	41	27,896	23,624	51,520	8.57
公共施設用地	官公署・病院等公共用地	15	15,530	2,649	18,179	3.03
	学 校 用 地	4	1,397	2,916	4,313	0.72
	公 園 ・ 運 動 場 用 地	9	2,092	3,162	5,254	0.87
	道・水路、鉄道用地	51	12,991	4,584	17,575	2.93
	小 計	79	32,010	13,311	45,321	7.54
その他の施設用地	運輸通信業建物施設	21	40,363	3,162	43,525	7.24
	商 業 ・ サ ー ビ ス 業	47	19,711	10,165	29,876	4.97
	ゴルフ場その他レジャー施設	1	3,811		3,811	0.63
	そ の 他	79	12,644	41,733	54,347	9.05
	小 計	148	76,529	55,060	131,589	21.90
植 林		4	7,182	1,073	8,255	1.37
合 計		927	281,039	319,810	600,849	100.00

(1) 農地調整事務処理事業

農地の利用関係の紛争に係る和解の仲介処理を行っている。

(2) 国有農地管理処分事務

国有農地の買収、売却、貸付等管理処分とその対価徴収事務を行っている。

(3) 農地流動化地域総合推進事業

農地流動化目標を達成するため各関係機関と連携を図り、農地の出し手・受け手の意向等の把握と農地流動化調査分析によって事業を推進する。

(4) 農用地利用調整特別事業

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の利用・税制等に関する専門的な知識を備えた集積促進委員を設置し、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を推進した。

農地利用集積実践実績（平成18年度）

（単位：㎡）

種 別	件 数	期 間	田	畑	合 計
利 用 権 新 規 設 定	273	6年未満	385,835	144,458	530,293
		6年以上10年未満	48,509	218	48,727
		10年以上	375,097	382,212	757,309
		小 計	809,441	526,888	1,336,329
利 用 権 再 設 定	210	6年未満	328,971	110,213	439,184
		6年以上10年未満	15,349	13,048	28,397
		10年以上	83,617	92,662	176,279
		小 計	427,937	215,923	643,860
所 有 権 移 転	58		79,854	69,608	149,462
利 用 権 移 転	5		8,672	6,640	15,312
合 計	546		1,325,904	819,059	2,144,963

(5) 農業者年金業務

農業者の老後生活の安定、経営移譲による農業後継者の育成、確保と経営規模の拡大を目的とする業務を行っている。

（旧制度）

（平19.3.31現在）

種 別	待 期 者 (人)	合 計 (人)	受 給 者 (人)		
			経営移譲年金	農業者老齢年金	特例老齢年金
人 数	385	2,397	1,194	1,098	105

（新制度）

（平成19.3.31現在）

種 別	合 計 (人)	加 入 者 (人)		受 給 者 (人)
		通常加入者	政策支援加入者	
人 数	172	97	75	0

(6) 農業委員会活動強化事業

熊本市に隣接する農業委員会と、地域に密着した主体的な広域連携活動を強化するとともに、農地無断転用及び遊休農地の現場での監視活動の強化等、具体的な取組みを推進している。